

令和6年度版

# 事業概要

(令和5年度実績)

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター  
和歌山県紀南児童相談所

※令和6年4月1日より和歌山県子ども・女性・障害者相談センターは「和歌山県中央児童相談所」  
「和歌山県障害児者サポートセンター」「和歌山県DV相談支援センター」に改編されました。

## 目 次

○組織の沿革	1
○組織と所管区域	2
○所掌事務(主なもの)	4
I 児童相談所の概要	5
1 業務内容	5
2 相談の種類と内容	7
3 相談業務の流れと関係機関	8
4 相談(受付・対応)の状況	9
(1) 概要	9
(2) 令和5年度相談種別対応件数	11
(3) 経路別受付件数	12
(4) 相談種別・市郡別受付件数	13
(5) 相談種別・年齢別受付件数	14
(6) 相談種別・年度別受付件数	17
(7) 巡回相談実施件数	20
5 相談の対応状況	21
(1) 相談種別対応件数	21
(2) 年度別対応件数	24
(3) 養護相談の理由別対応件数	27
(4) 虐待相談対応件数	28
6 里親の状況	30
(1) 里親の意義	30
(2) 本県における里親、里子の状況	30
(3) ファミリーホームについて	30
(4) 里親制度の充実に向けて	30
(5) 里親、ファミリーホームの登録数等	31
(6) 里親委託状況	32
(7) ファミリーホーム委託状況	32
7 判定指導業務の状況	33
(1) 判定実施状況	33
(2) 通所指導等実施状況	35
(3) 療育手帳判定実施状況	35
8 一時保護	36
(1) 一時保護の必要性	36
(2) 入所状況・退所状況	37
9 特別事業	41
(1) 家庭支援体制緊急整備促進事業	41
(2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について	43
(3) 児童相談所虐待対応ダイヤル相談業務及び SNS 相談業務	44
10 保健師業務実績	45
II 女性相談所・女性保護施設の概要	47
1 女性相談の業務	48
(1) 婦人保護事業について	48

(2) 女性相談課	48
(3) 女性保護施設	48
(4) 女性相談員の業務	49
(5) 女性相談・保護の流れ	50
(6) DV防止法の流れ	51
2 業務の実績	52
(1) 相談業務	52
(2) 一時保護の状況	55
(3) 女性保護施設なぐさホームの状況	57
(4) 配偶者暴力相談支援センターの状況（再掲）	58
3 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」の業務	60
III 身体障害者更生相談所の概要	64
1 業務内容	64
2 市町村・障害別の主な補装具判定件数（令和5年度実績）	66
3 市町村・障害別の主な自立支援医療（更生医療）判定件数（令和5年度実績）	67
4 内容別相談件数の推移	68
IV 知的障害者更生相談所の概要	69
1 業務内容	69
2 内容別相談件数の推移	70
3 内容別判定件数の推移	71
4 巡回相談実施状況（令和5年度実績）	72
5 療育手帳判定実施状況（令和5年度実績）	73
6 療育手帳新規交付者の状況推移	74
V 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	75
VI 身体障害者福祉センターの概要	82
1 施設の貸し出し	82
2 身体障害者手帳・療育手帳の交付事務	83
3 「声の県民の友」と「声のわかやま県議会だより」の発行	84
VII 和歌山県障害者スポーツ協会の概要	85
VIII 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の概要	92
1 事業の概要	92
2 実施状況	92

# ○組織の沿革

## 1 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

### ○中央児童相談所

- ・昭和 23 年 3 月 和歌山県中央児童相談所を設置  
(和歌山市小人町)
- ・昭和 24 年 3 月 和歌山市湊通丁北一丁目 2-1 に  
新築(相談所及び一時保護所)
- ・昭和 26 年 6 月 相談所を 2 階に改築
- ・昭和 38 年 10 月 町村会館の火災により類焼し  
た倉庫兼自転車置場を新築
- ・昭和 42 年 9 月 和歌山市湊通丁北二丁目 6 に  
新築移転

### ○身体障害者更生相談所

- 知的障害者更生相談所
- 肢体不自由者更生施設
- 身体障害者福祉センター
- ・昭和 23 年 和歌山県義肢製作所を設置  
(和歌山市洲崎町)
- ・昭和 26 年 8 月 和歌山県身体障害者更生相談所を設置  
(同上)
- ・昭和 30 年 5 月 和歌山県身体障害者更生指導所を設置  
(和歌山市湊 470)
- 7 月 更生指導所設置に伴い身体障害者更生  
相談所と義肢製作所を併設(同上)
- ・昭和 35 年 9 月 和歌山県精神薄弱者更生相談所を設置  
(同上)
- ・昭和 46 年 8 月 身体障害者更生指導所、同更生相談  
所、精神薄弱者更生相談所、義肢製作  
所を新築移転  
(和歌山市毛見 1437-218)
- ・昭和 47 年 9 月 和歌山県身体障害者福利厚生ホームを  
設置(同上)
- ・昭和 49 年 5 月 上記組織を統合し、和歌山県身体障害  
者福祉センターを設置(同上)
- 11 月 室内温水プールを設置(同上)
- ・平成元年 4 月 和歌山県身体障害者スポーツ協会事務  
局設置(移管)
- ・平成 6 年 4 月 義肢製作所を廃止

### ○和歌山県子ども・障害者相談センター

- ・平成 7 年 10 月 和歌山県身体障害者福祉センター  
和歌山県中央児童相談所を統合し  
和歌山県子ども・障害者相談セン  
ターを設置(和歌山市毛見 1437-  
218)
- ・平成 17 年 6 月 子ども診療室(子どもメンタルク  
リニック)開設
- ・平成 20 年 3 月 肢体不自由者更生施設を廃止

### ○和歌山県女性相談所

- ・昭和 32 年 4 月 海草福祉事務所内に婦人相談所設置一  
時保護附設(和歌山市小松原通一丁目  
1)
- ・昭和 60 年 4 月 新築移転(和歌山市和歌浦東三丁目  
6-46) 婦人保護施設を「なぐさホー  
ム」に名称変更
- ・平成 9 年 4 月 「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県  
女性相談所」に、「和歌山県婦人保護  
施設」を「和歌山県女性保護施設」に  
名称変更

### ○和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

- ・平成 21 年 4 月 和歌山県女性相談所を統合し、子ども・女性・障害者相談センターに改編
- ・平成 23 年 5 月 体育館改築
- ・平成 24 年 4 月 虐待対応課設置
- ・平成 27 年 4 月 課を再編し、子ども相談第一課、第二課及び家庭支援課を設置
- ・平成 27 年 4 月 性暴力救援センター運営業務を移管
- ・令和 元年 6 月 子ども診療室(子どもメンタルクリニック)休診
- ・令和 6 年 4 月 「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」を「和歌山県中央児童相談所」  
「和歌山県障害児者サポートセンター」「和歌山県 DV 相談支援センター」に改編

## 2 和歌山県紀南児童相談所

- ・昭和 41 年 7 月 当時中央児童相談所分室であったが、紀南児童相談所として発足
- ・昭和 42 年 10 月 田辺市元町 1849-7 へ新築移転
- ・昭和 44 年 2 月 東牟婁総合庁舎内(新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8) に新宮分室設置
- ・昭和 49 年 7 月 治療棟を増築
- ・平成 25 年 9 月 田辺市新庄町 3353-9 に新築移転



	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 女性相談課長 1</li> <li>主任 3</li> <li>主査 1</li> <li>副主査 3</li> <li>主事 1</li> <li>家庭支援電話相談員（会任） (10)</li> <li>宿日直員（会任） (8)</li> <li>心理判定嘱託員（会任） (1)</li> <li>嘱託医（女性相談所） (1)</li> <li>— 障害者支援課長 1</li> <li>○社会参加推進係</li> <li>主任 2</li> <li>副主査 4</li> <li>主事 1</li> <li>福祉主事 1</li> <li>知的障害者雇用非常勤職員（会任） (1)</li> <li>○身体障害者支援係</li> <li>主査 1</li> <li>副主査 2</li> <li>高次脳機能障害支援コーディネーター（会任） (2)</li> <li>嘱託医（身体障害者更生相談所） (4)</li> <li>嘱託医（高次脳） (1)</li> <li>○知的障害者支援係</li> <li>主任 1</li> <li>主査 1</li> <li>副主査 3</li> <li>— 一時保護課長 1</li> <li>主任 2</li> <li>主査 4</li> <li>副主査 2</li> <li>主事 1</li> <li>福祉主事 5</li> <li>宿直業務員（会任） (7)</li> <li>保育士（会任） (2)</li> <li>嘱託医（一時保護所） (1)</li> <li>— 子ども診療室長（内兼務1） 1</li> <li>事務取扱</li> </ul>	
所管区域	県内全域 （ただし、児童相談所業務は、紀南児童相談所の所管区域を除く。）	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡

## ○所掌事務(主なもの)

### 1 子ども・女性・障害者相談センター

総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの庶務、会計、庁舎管理、総合企画、調整に関する事。</li> <li>・児童福祉法に基づく児童福祉施設負担金及び障害児施設入所給付費決定に関する事。</li> <li>・一時保護施設入所者の委託契約及び給食業務に関する事。</li> </ul>
子ども相談第一課 子ども相談第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関する事。</li> <li>・児童に係る社会診断、施設入所等に関する事。</li> <li>・児童虐待通告に対する緊急対応に関する事。</li> </ul>
家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関する事。</li> <li>・児童に係る医学診断、心理診断及び心理治療に関する事。</li> <li>・里親委託及び里親関係の相談、調整、支援に関する事。</li> <li>・児童福祉施設に関する事。</li> </ul>
女性相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が抱える様々な問題や悩みに関する事。</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターに関する事。</li> <li>・性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」に関する事。</li> </ul>
障害者支援課	
社会参加推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県障害者スポーツ協会、障害者の社会参加推進に関する事。</li> <li>・身体障害者手帳の障害認定及び交付、療育手帳の交付に関する事。</li> </ul>
身体障害者支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者に係る更生相談に関する事（補装具・生活・更生医療・その他）。</li> <li>・高次脳機能障害支援普及事業に関する事（相談実施、広報・啓発、その他）。</li> </ul>
知的障害者支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者に係る更生相談に関する事（療育手帳の判定・その他）。</li> <li>・児童の療育手帳の判定に関する事。</li> </ul>
一時保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の一時保護、生活指導、行動観察及び行動診断に関する事。</li> </ul>
子ども診療室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児のこころの発達に関する治療及び助言指導に関する事。</li> <li>・精神医学的な支援が必要と認められる18歳未満の児童の診察、治療及び助言指導に関する事。</li> <li>・育児不安等を抱える親子の診察、治療及び助言指導に関する事。</li> </ul>

### 2 紀南児童相談所

庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算及び決算に関する事。</li> <li>・児童福祉法に基づく児童福祉施設負担金及び障害児施設入所給付費決定に関する事。</li> <li>・会計及びその他庶務並びに端末機の使用操作に関する事。</li> </ul>
相談・判定係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の相談・判定に関する事。</li> <li>・虐待ケースの緊急対応に関する事。</li> <li>・療育手帳の判定及び交付に関する事。</li> <li>・里親に関する事。各種統計及び各種台帳の整理保管に関する事。</li> </ul>
新宮分室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の相談・判定に関する事。</li> <li>・虐待ケースの緊急対応に関する事。</li> <li>・療育手帳の判定及び交付に関する事。</li> <li>・里親に関する事。各種統計及び各種台帳の整理保管に関する事。</li> </ul>

# I 児童相談所の概要

## 1 業務内容

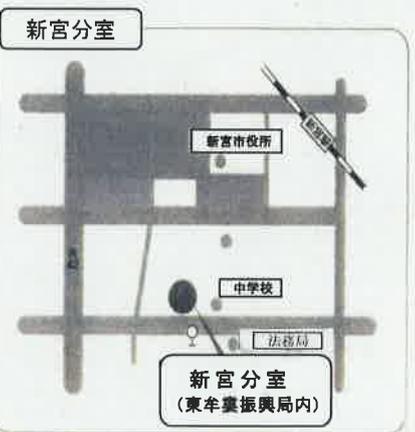
児童相談所は、児童福祉法第12条の規定により設置されている機関であり、18歳未満の子ども及び妊産婦の福祉を増進するため、広域的な対応が必要な業務並びに専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ支援する。

また、市町村の相談援助活動において、児童相談所の専門的な知識及び技術を必要とする相談を受けた場合は、必要な技術的援助や助言を行う。

これらの相談は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に大別できる。業務の主なものは、以下のとおりである。

- (1) 子どもに関する諸般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- (2) 子ども及びその家庭につき、指導上必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。
- (3) 子ども及びその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指導、助言を行う。また、児童福祉司等による継続的な指導を実施する。
- (4) 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所措置し、または里親や他の機関への委託を行いその福祉を図る。  
また、状況により子どもを一時保護し、観察・指導を実施する。
- (5) こどもの福祉を充実、促進するため巡回相談、母子通所指導も並行して実施する。
- (6) こどもの権利保護のため、一時保護解除後の家庭その他の環境調整等により子供の安全を確保する。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親からの相談に応じる、里親への研修並びに里親相互の交流の場を提供するなどの里親に関する業務を実施する。
- (8) 養子縁組に関する相談・支援を実施する。

# 児童相談所管内区域図



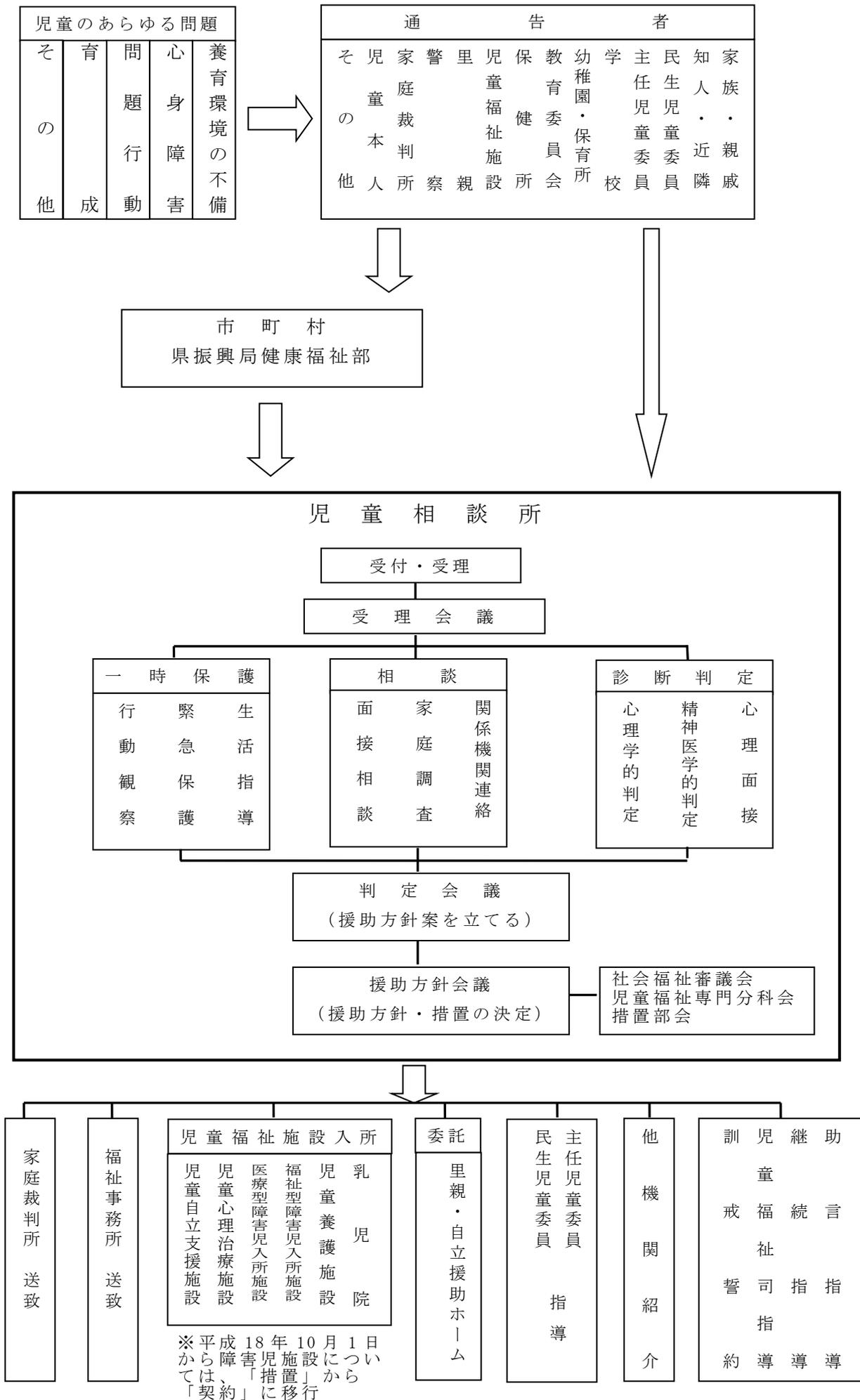
※令和6年4月1日より、「子ども・女性・障害者相談センター」は「中央児童相談所」「障害児者サポートセンター」「DV相談支援センター」にそれぞれ改編されます

## 2 相談の種類と内容

種 別		内 容
養護相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子供、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有するこどもに関する相談。
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有するこども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈するこどもに関する相談。
非行相談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のないこどもに関する相談。
	10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11 性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	12 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
	15 その他の相談	1～14 のいずれにも該当しない相談。

※法：児童福祉法

### 3 相談業務の流れと関係機関



## 4 相談（受付・対応）の状況

### (1) 概要

県内2か所の児童相談所で取り扱った総相談件数は、令和4年度の4,130件に対し、令和5年度は467件増加の4,597件となった。

「虐待相談」は、令和4年度の2,066件に対し、令和5年度は126件増加の2,192件で、過去最高の件数となった。特に警察からの通告件数は759件となっている。

「不登校相談」に関しては、通所あるいは家庭訪問などによる個別のケース相談が多い。

「家庭内暴力」については、ケースにより危機介入が必要な場合があり、児童精神科医の助言も得ながら、緊急避難的に一時保護を行い、親子関係の再構築を図るなどしている。

#### 〈養護相談〉

相談件数は2,344件で、令和4年度より140件増加している。

養護相談のうち虐待相談は2,192件で令和4年度より126件増加、養護相談全体の約94%を占め、内訳は、乳幼児に関する相談が803件（37%）、小学生に関する相談が774件（36%）、中学生以上に関する相談が587件（27%）となっている。

主たる虐待の種別については、心理的虐待が最多で1,283件（58.5%）に上る。続いて身体的虐待が424件（19.4%）、ネグレクト（養育の放棄や怠慢）が472件（21.5%）、性的虐待が13件（0.6%）となっている。

虐待相談については、生命に関わるものも多く、児童相談所長の職権による一時保護を行い、医療機関、保健所、福祉事務所及び民生児童委員・主任児童委員、市町村、警察等の関係機関との連携を密にしたものが多かった。また、法的対応が必要なケース等重篤なものについては、弁護士からアドバイスを受けて援助方針を検討し、家庭裁判所に申立ても行った。

虐待相談以外の養護相談については、152件と令和4年度より14件増となっている。

#### 〈障害相談〉

相談件数は1,432件で、全相談件数の約31%を占めている。そのうち療育手帳及び特別児童扶養手当申請に伴う知的障害相談（1,342件）が、障害相談件数の大半を占めている。

言語発達障害等相談（6件）は「ことばの遅れ」等を主訴としている。

肢体不自由相談（6件）は、就学前児童の治療や訓練に伴うものである。

他に発達障害相談（73件）、重症心身障害相談（9件）などがある。

発達につまずきのある児童には通所指導等を行っているが、各地域の通所事業等の広がりにより、当所への相談件数は減少している。

#### 〈非行相談〉

相談件数は236件で、全相談件数の約5%となっている。

ぐ犯等相談では、不良交遊、外泊、家出、怠学などの相談が多い。また、その行動範囲は携帯電話使用等による広域化に加え、交流年令差の拡大傾向も目立っている。

触法行為等相談は、中学生が大部分を占めている。相談内容は、万引や窃盗が圧倒的に多い。

非行の特徴としては、グループによる遊び型非行が依然多く、罪悪感や葛藤を全く持たない子供が増えている。非行の背景として、学校不適應や家庭の養育機能の低下や社会環境の影響が大きい。継続的に指導を行う必要のあるケースが増加しているが、保護者の協力が得られなかったり、子供への動機づけを図るのが困難なケースも多い。

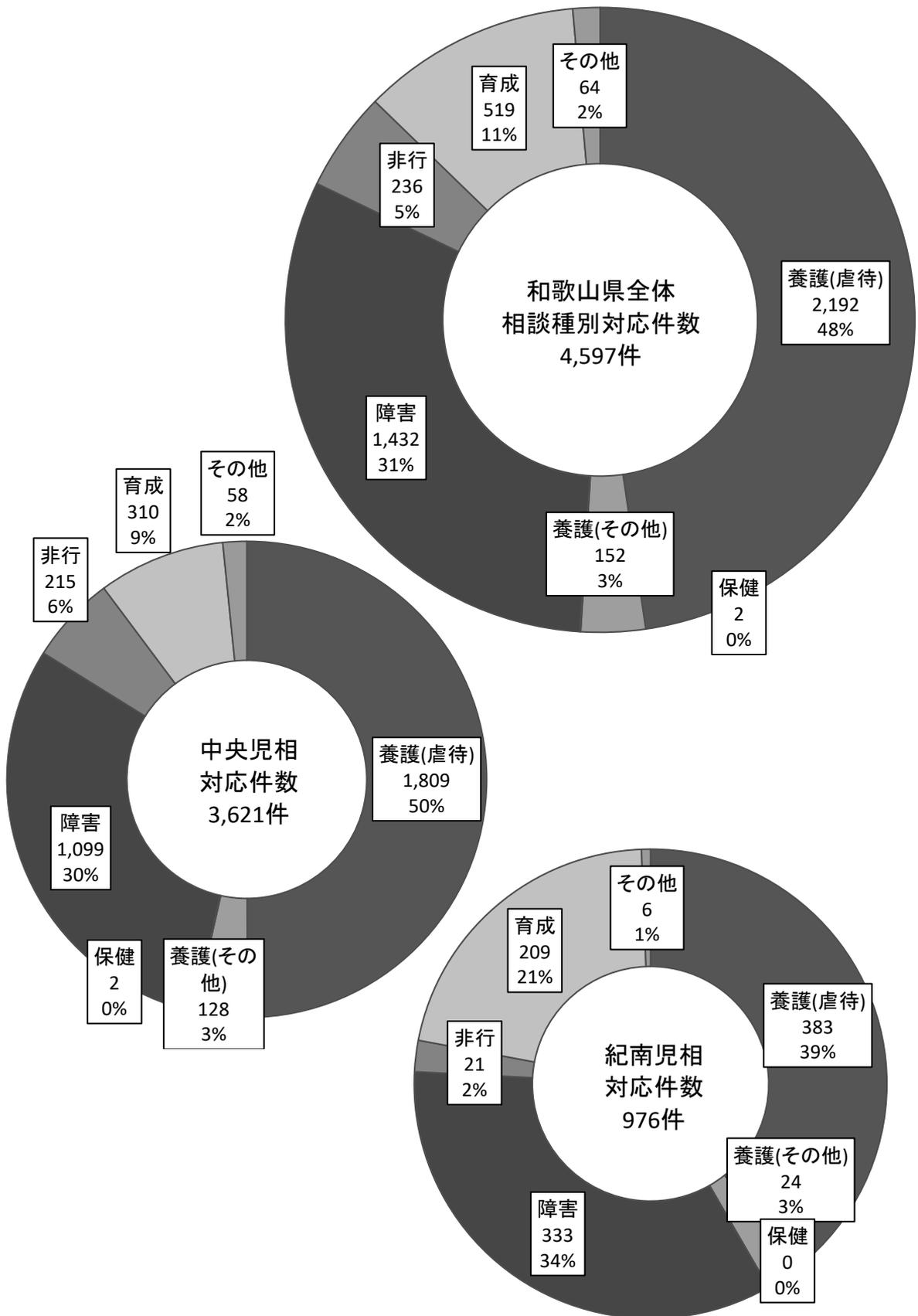
### 〈育成相談〉

相談件数は 519 件で、全相談件数の約 11%を占めている。内訳は、性格行動相談 268 件、適性相談 198 件、不登校相談 30 件、育児・しつけ相談 23 件の順となっている。

不登校相談は小学生高学年から中学生が多く、身体及び精神面で大きな変化を体験する思春期は、行動上の不適應をきたしやすく、つまずきの中から新しいやりかたを模索する時期と考えられる。

学童期の相談では、わがまま、落ちつきがない、パニックを起こすなど集団不適應に関する相談が多い。

(2) 令和5年度相談種別対応件数



### (3) 経路別受付件数

(件)

		都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	民生児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		
中央	男	103	245	2	146	234		5	260	2	30		4	
	女	102	113	1	52	121		16	157	4	26	1	5	
紀南	男	9	2		26	78		1	110	5	16			
	女	9	2		10	37		1	79		7		1	
合計	男	112	247	2	172	312		6	370	7	46		4	
	女	111	115	1	62	158		17	236	4	33	1	6	

(件)

		警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	(通告の 仲介を含む) 児童委員	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童本人	その他	計
				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
中央	男	412		2	22	5	55		5		344	104	9	38	2,027
	女	413		6	20	3	80	3			253	66	29	32	1,503
紀南	男	79			9		107	5			112	23	2	1	585
	女	91		1	8	1	55	7	1		74	13	5	1	403
合計	男	491		2	31	5	162	5	5		456	127	11	39	2,612
	女	504		7	28	4	135	10	1		327	79	34	33	1,906

\* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。  
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

#### (4) 相談種別・市郡別受付件数

(件)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
中 央	和歌山市	962	67		4		1	7	542		90	51	122	7	33	11	36	1,933
	海南市	71	2						72		10	5	8	3	5	5		181
	紀の川市	107	9		1				74		3	3	21	4	10	1	2	235
	岩出市	154	13	2	1			1	66		12	13	23	1	3	2	1	292
	橋本市	106	10						58		1	2	7				2	186
	有田市	69							25		2		1					97
	御坊市	68	3						30		1		4	2	2		1	111
	海草郡	13	1						11				4		2			31
	伊都郡	28							20		2		6	1		2	2	61
	有田郡	92	5						75		7		14	4				197
	日高郡一部	79	6						55	2	2	1	1		3	4	3	156
	管轄外	26	6					1	2		3	1				1	3	43
	不明	7																7
計	1,782	122	2	6		1	9	1,030	2	133	76	211	22	58	26	50	3,530	
紀 南	田辺市	170	17					101	3	9	2	15	1	47		3	368	
	新宮市	50	1				1	23	28	1		6		3			113	
	日高郡一部	8						22		1		8		7			46	
	西牟婁郡	88	10		1			70	2	2		20	3	23			219	
	東牟婁郡	60	3				3	39	39	2	1	14	3	64		2	230	
	管轄外	6						3	1	1						2	13	
	不明																	
計	382	31		1		4		258	73	16	3	63	7	144		7	989	
合 計	2,164	153	2	7		5	9	1,288	75	149	79	274	29	202	26	57	4,519	

\* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

## (5) 相談種別・年齢別受付件数

### ①和歌山県全体

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	(再掲)		中 央	紀 南	
	虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け	い じ め			児 童 買 春 等
0歳	185	11				1					1			2	2	202			172	30	
1歳	146	3	1					5			1			1	1	158			126	32	
2歳	129	4				1		36			2		1	3	1	177			149	28	
3歳	124	8						93			2			3		230			188	42	
4歳	117	9			1			105	1		3		3	3		242			200	42	
5歳	102	3		1				135	4		4		7	3		259			207	52	
6歳	117	12		1	1	1		131	7		10	2	13	1	2	298			213	85	
7歳	123	5		1		1		130	8		20	1	27	1	3	322	1		239	83	
8歳	141	8			1	2		51	7	5	4		31	1	4	274			192	82	
9歳	140	5			1			80	7	2			28	1	2	290		1	209	81	
10歳	118	6			2			68	6	5			12	1		242			189	53	
11歳	135	11		1				66	9	3	3		27		2	273			202	71	
12歳	108	14	1	2				84	2	7	12		16	1		277		1	217	60	
13歳	106	7				1		73	6	32	36		5	1	2	299	1	1	246	53	
14歳	123	4				1		54	4	24	11		13	1	3	285			230	55	
15歳	105	13				1		44	4	31	6		12	1	3	259			202	57	
16歳	84	7		1				65	3	29	1		6	1	3	218			182	36	
17歳	54	14						64	4	11	4			1	10	171			129	42	
18歳 以上	7	8						4	2			1	1		19	42			38	4	
計	2,164	152	2	7		6	9	1,288	74	149	79	274	29	202	26	57	4,518	2	3	3,530	988
中 央	1,782	122	2	6		1	9	1,030	2	133	76	211	22	58	26	50	3,530		2		
紀 南	382	30		1		5		258	72	16	3	63	7	144		7	988	2	1		

\* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。  
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
0歳	159	7				1					1			2	2	172			
1歳	115	3	1					4			1			1	1	126			
2歳	105	3				1		33			2		1	3	1	149			
3歳	100	6						78			1			3		188			
4歳	101	7						87					2	3		200			
5歳	87	2						109			4		2	3		207			
6歳	90	8		1		1		97			7	2	4	1	2	213			
7歳	100	5		1		1		104		2	15		8	1	2	239			
8歳	110	5				2		43		4	3	15		6	1	3	192		
9歳	112	4						66		2	13	2	7	1	2	209		1	
10歳	102	6			1			53		5	13	3	5	1		189			
11歳	110	9		1				57	2	3	1	13		4		2	202		
12歳	93	11	1	2				67		6	12	18	2	4	1		217		
13歳	90	4				1		55		31	36	20	3	3	1	2	246		1
14歳	105	4				1		40		23	11	34	6	2	1	3	230		
15歳	83	11				1		34		28	6	30	1	5	1	2	202		
16歳	74	6		1				52		22	1	15	3	4	1	3	182		
17歳	39	13						49		9	4	8			1	6	129		
18歳以上	7	8						2				1		1		19	38		
計	1,782	122	2	6		1	9	1,030	2	133	76	211	22	58	26	50	3,530		2

③紀南児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
0歳	26	4														30			
1歳	31							1								32			
2歳	24	1						3								28			
3歳	24	2						15				1				42			
4歳	16	2				1		18	1			3		1		42			
5歳	15	1		1				26	4					5		52			
6歳	27	4				1		34	7			3		9		85			
7歳	23							26	8			5	1	19		83	1		
8歳	31	3				1		8	7	1	1	4		25		82			
9歳	28	1				1		14	7			9		21		81			
10歳	16					1		15	6			7	1	7		53			
11歳	25	2						9	7		2	2	1	23		71			
12歳	15	3						17	2	1		10		12		60		1	
13歳	16	3						18	6	1		7		2		53	1		
14歳	18							14	4	1		3	4	11		55			
15歳	22	2						10	4	3		8		7		57		1	
16歳	10	1						13	3	7				2		36			
17歳	15	1						15	4	2		1				42		4	
18歳以上								2	2							4			
計	382	30		1		5		258	72	16	3	63	7	144		988	2	1	

## (6) 相談種別・年度別受付件数

### ①和歌山県全体

(件・%)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H28 年度	件数	1,123	178		3		22	4	1,548	14	58	72	198	40	167	10	32	3,469		
	比率	32.4	5.1		0.1		0.6	0.1	44.6	0.4	1.7	2.1	5.7	1.2	4.8	0.3	0.9	100.0		
H29 年度	件数	1,135	195	1	7		1	16	1,385	17	55	67	186	35	144	9	27	3,280	4	
	比率	34.6	5.9	0.0	0.2		0.0	0.5	42.2	0.5	1.7	2.0	5.7	1.1	4.4	0.3	0.8	100.0	0.1	
H30 年度	件数	1,375	146		7		4	5	1,418	8	60	52	173	50	154	14	69	3,535	8	2
	比率	38.9	4.1		0.2		0.1	0.1	40.1	0.2	1.7	1.5	4.9	1.4	4.4	0.4	2.0	100.0	0.2	0.1
R1 年度	件数	1,664	141	1	6		6	7	1,325	13	80	60	207	49	203	13	39	3,814	1	1
	比率	43.6	3.7	0.0	0.2		0.2	0.2	34.7	0.3	2.1	1.6	5.4	1.3	5.3	0.3	1.0	100.0	0.0	0.0
R2 年度	件数	1,750	152		1		8	10	952	3	47	51	176	21	137	15	53	3,376	2	1
	比率	51.8	4.5		0.0		0.2	0.3	28.2	0.1	1.4	1.5	5.2	0.6	4.1	0.4	1.6	100.0	0.1	0.0
R3 年度	件数	1,815	123		6		1	2	1,726	10	90	59	206	40	190	8	70	4,346		
	比率	41.8	2.8		0.1		0.0	0.0	39.7	0.2	2.1	1.4	4.7	0.9	4.4	0.2	1.6	100.0		
R4 年度	件数	2,094	137		6		4	7	1,220	28	68	77	236	43	242	15	59	4,236		
	比率	49.4	3.2		0.1		0.1	0.2	28.8	0.7	1.6	1.8	5.6	1.0	5.7	0.4	1.4	100.0		
R5 年度	件数	2,164	152	2	7		6	9	1,288	74	149	79	274	29	202	26	57	4,518	4	
	比率	47.9	3.4	0.0	0.2		0.1	0.2	28.5	1.6	3.3	1.7	6.1	0.6	4.5	0.6	1.3	100.0	0.1	

\*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

\*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

\*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。  
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H28年度	件数	937	146		2		10	2	1,275	6	46	49	88	30	35	8	20	2,654		
	比率	35.3	5.5		0.1		0.4	0.1	48.0	0.2	1.7	1.8	3.3	1.1	1.3	0.3	0.8	100.0		
H29年度	件数	902	164	1	5		1	14	1,137	2	43	56	61	16	60	4	10	2,476		
	比率	36.4	6.6	0.0	0.2		0.0	0.6	45.9	0.1	1.7	2.3	2.5	0.6	2.4	0.2	0.4	100.0		
H30年度	件数	1,141	113		5		3	4	1,162	4	36	38	67	20	52	13	41	2,699	2	
	比率	42.3	4.2		0.2		0.1	0.1	43.1	0.1	1.3	1.4	2.5	0.7	1.9	0.5	1.5	100.0	0.1	
R1年度	件数	1,339	101	1	6		4	7	1,077	6	58	50	95	27	38	11	27	2,847		1
	比率	47.0	3.5	0.0	0.2		0.1	0.2	37.8	0.2	2.0	1.8	3.3	0.9	1.3	0.4	0.9	100.0		0.0
R2年度	件数	1,429	112		1		8	8	742	2	38	43	94	8	12	13	33	2,543	1	1
	比率	56.2	4.4		0.0		0.3	0.3	29.2	0.1	1.5	1.7	3.7	0.3	0.5	0.5	1.3	100.0	0.0	0.0
R3年度	件数	1,483	91		6		1	2	1,311	7	72	46	99	27	25	6	55	3,231		
	比率	45.9	2.8		0.2		0.0	0.1	40.6	0.2	2.2	1.4	3.1	0.8	0.8	0.2	1.7	100.0		
R4年度	件数	1,755	107		6		2	6	1,003	7	54	68	182	26	66	11	47	3,340		
	比率	52.5	3.2		0.2		0.1	0.2	30.0	0.2	1.6	2.0	5.4	0.8	2.0	0.3	1.4	100.0		
R5年度	件数	1,782	122	2	6		1	9	1,030	2	133	76	211	22	58	26	50	3,530	2	
	比率	50.5	3.5	0.1	0.2		0.0	0.3	29.2	0.1	3.8	2.2	6.0	0.6	1.6	0.7	1.4	100.0	0.1	

\*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

\*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

\*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

### ③紀南児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H28年度	件数	186	32		1		12	2	273	8	12	23	110	10	132	2	12	815		
	比率	22.8	3.9		0.1		1.5	0.2	33.5	1.0	1.5	2.8	13.5	1.2	16.2	0.2	1.5	100.0		
H29年度	件数	233	31		2			2	248	15	12	11	125	19	84	5	17	804	4	
	比率	29.0	3.9		0.2			0.2	30.8	1.9	1.5	1.4	15.5	2.4	10.4	0.6	2.1	100.0	0.5	
H30年度	件数	234	33		2		1	1	256	4	24	14	106	30	102	1	28	836	6	2
	比率	28.0	3.9		0.2		0.1	0.1	30.6	0.5	2.9	1.7	12.7	3.6	12.2	0.1	3.3	100.0	0.7	0.2
R1年度	件数	325	40				2		248	7	22	10	112	22	165	2	12	967	1	
	比率	33.6	4.1				0.2		25.6	0.7	2.3	1.0	11.6	2.3	17.1	0.2	1.2	100.0	0.1	
R2年度	件数	321	40					2	210	1	9	8	82	13	125	2	20	833	1	
	比率	38.5	4.8					0.2	25.2	0.1	1.1	1.0	9.8	1.6	15.0	0.2	2.4	100.0	0.1	
R3年度	件数	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115		
	比率	29.8	2.9						37.2	0.3	1.6	1.2	9.6	1.2	14.8	0.2	1.3	100.0		
R4年度	件数	339	30				2	1	217	21	14	9	54	17	176	4	12	896		
	比率	37.8	3.3				0.2	0.1	24.2	2.3	1.6	1.0	6.0	1.9	19.6	0.4	1.3	100.0		
R5年度	件数	382	30		1		5		258	72	16	3	63	7	144		7	988	2	1
	比率	38.7	3.0		0.1		0.5		26.1	7.3	1.6	0.3	6.4	0.7	14.6		0.7	100.0		0.1

\*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

\*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

\*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(7) 巡回相談実施件数

(件)

		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
中	和歌山市																
	紀の川市																
	岩出市																
	橋本市																
	有田市																
	御坊市																
央	伊都郡																
	有田郡																
	日高郡一部							3	1					3	2		9
	その他																
	計							3	1					3	2		9

## 5 相談の対応状況

### (1) 相談種別対応件数

#### ①和歌山県全体

(件)

		対応件数 (年度中)																中 央	紀 南		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他			計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所									
養護	虐待	1,567	335	58	49		8			59				14		102	2,192	25	1,809	383	
	その他	61	31	4			1			19				5		2	29	152	8	128	24
保健		2															2		2		
障害相談	肢体															6	6		5	1	
	視聴覚																				
	言語	5														1	6	1	2	4	
	重症	1															1		1		
	知的	1,080	3							1						8	250	1,342	34	1,084	258
	自閉症	42														4	31	77	3	7	70
非行	ぐ犯	45	40	6	1				20	4						28	144	9	126	18	
	触法	19	21	1					34	4						13	92	2	89	3	
育成相談	性行	142	45				3			3			1			74	268	10	207	61	
	不登校	23	6													1	30	2	24	6	
	適性	137														61	198	8	56	142	
	しつけ	16	4							1						2	23		23		
その他		11	2		3					3			1			44	64	1	58	6	
計		3,151	487	69	53		12		54	94			21		20	636	4,597	103	3,621	976	
再掲	いじめ	2															2			2	
	児童買春	1	1													1	3		2	1	
中央		2,434	405	44	51		12		52	76			20		19	508	3,621				
紀南		717	82	25	2				2	18			1		1	128	976				

\*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

		対応件数（年度中）														未対応件数				
		面接指導				児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託		法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん	入所						法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所								
養護	虐待	1,278	282	37	47		8			44				13			100	1,809	14	
	その他	51	20	2			1			18				5			2	29	128	1
保健		2																	2	
障害相談	肢体																5		5	
	視聴覚																			
	言語	2																	2	
	重症	1																	1	
	知的	878	3							1							8	194	1,084	32
	自閉症	2															4	1	7	
非行	ぐ犯	39	35	4	1				20	3								24	126	9
	触法	19	20	1					32	4								13	89	1
育成相談	性行	101	34				3			2				1				66	207	5
	不登校	18	5															1	24	
	適性	17																39	56	1
	しつけ	16	4							1								2	23	
その他		10	2		3					3				1				39	58	
計		2,434	405	44	51		12		52	76				20		19	508	3,621	63	
再掲	いじめ																			
	児童買春		1															1	2	

③紀南児童相談所分

(件)

		対応件数（年度中）															未対応件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所							
養護	虐待	289	53	21	2					15				1			2	383	11
	その他	10	11	2						1								24	7
保健																			
障害相談	肢体															1		1	
	視聴覚																		
	言語	3															1	4	1
	重症																		
	知的	202															56	258	2
	自閉症	40															30	70	3
非行	ぐ犯	6	5	2						1							4	18	
	触法		1						2									3	1
育成相談	性行	41	11							1							8	61	5
	不登校	5	1															6	2
	適性	120															22	142	7
	しつけ																		
その他		1															5	6	1
計		717	82	25	2				2	18				1		1	128	976	40
再掲	いじめ	2																2	
	児童買春	1																1	

## (2) 年度別対応件数

### ①和歌山県全体

(件・%)

		対応件数(年度中)																未対応件数
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設					障害児施設等への利用契約	その他	計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	通所	指定医療機関委託	里親委託				
H28 年度	件数	2,092	612	35	3			25	95				26	3	23	548	3,462	354
	比率	61.0	18.0	2.0	1.0			1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	16.0	100.0	11
H29 年度	件数	2,073	520	33	4		2	25	101				20	1	29	470	3,278	247
	比率	63.2	15.9	1.0	0.1		0.1	0.8	3.1				0.6	0.0	0.9	14.3	100.0	8
H30 年度	件数	2,380	460	60	27		2	30	69				16		26	397	3,467	194
	比率	69.0	14.0	2.0	1.0		1.0	1.0	2.0				1.0		1.0	12.0	100.0	6
R1 年度	件数	2,689	540	43	23		2	26	89				14	2	19	338	3,785	209
	比率	72.0	15.0	2.0	1.0		1.0	1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	6
R2 年度	件数	2,096	592	50	61		6	41	64				13	1	21	258	3,203	293
	比率	66.0	19.0	2.0	2.0		1.0	2.0	2.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	10
R3 年度	件数	3,058	516	60	60		10	49	88		1		11		21	391	4,265	284
	比率	72.0	13.0	2.0	2.0		1.0	2.0	3.0		1.0		1.0		1.0	10.0	100.0	7
R4 年度	件数	3,494	634	43	59		15	38	100				16		18	612	5,029	544
	比率	70.0	13.0	1.0	2.0		1.0	1.0	2.0				1.0		1.0	13.0	100.0	11
R5 年度	件数	3,151	487	69	53		12	54	94				21		20	636	4,597	103
	比率	69.0	11.0	2.0	2.0		1.0	2.0	3.0				1.0		1.0	14.0	100.0	3

\* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件・%)

		対応件数（年度中）															未対応件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所							
H28年度	件数	1,567	518	29	2				21	74				20	3	17	406	2,657	316
	比率	59.0	20.0	2.0	1.0				1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	16.0	100.0	12.0
H29年度	件数	1,504	408	15	4		2		21	82				18	1	28	378	2,461	223
	比率	62.0	17.0	1.0	1.0		1.0		1.0	4.0				1.0	1.0	2.0	16.0	100.0	10.0
H30年度	件数	1,792	382	39	24		2		16	58				10		19	297	2,639	165
	比率	68.0	15.0	2.0	1.0		1.0		1.0	3.0				1.0		1.0	12.0	105.0	7.0
R1年度	件数	2,049	368	39	13		2		23	77				13	2	17	210	2,813	181
	比率	73.0	14.0	2.0	1.0		1.0		1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	8.0	100.0	7.0
R2年度	件数	1,536	463	39	51		6		38	53				11	1	19	134	2,351	284
	比率	66.0	20.0	2.0	3.0		1.0		2.0	3.0				1.0	1.0	1.0	6.0	100.0	13.0
R3年度	件数	2,273	409	53	53		10		42	71		1		11		19	238	3,180	262
	比率	72.0	13.0	2.0	2.0		1.0		2.0	3.0		1.0		1.0		1.0	8.0	100.0	9.0
R4年度	件数	2,824	553	34	54		15		35	84				15		15	501	4,130	517
	比率	69.0	14.0	1.0	2.0		1.0		1.0	3.0				1.0		1.0	13.0	100.0	13.0
R5年度	件数	2,434	405	44	51		12		52	76				20		19	508	3,621	63
	比率	68.0	12.0	2.0	2.0		1.0		2.0	3.0				1.0		1.0	15.0	100.0	2.0

③紀南児童相談所分

(件・%)

		対応件数（年度中）															未対応件数			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設				指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致		障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所								
H28年度	件数	525	94	6	1				4	21				6		6	142	805	38	
	比率	66.0	12.0	1.0	1.0				1.0	3.0				1.0		1.0	18.0	100.0	5.0	
H29年度	件数	569	112	18					4	19				2		1	92	817	24	
	比率	70.0	14.0	3.0					1.0	3.0				1.0		1.0	12.0	100.0	3.0	
H30年度	件数	588	78	21	3				14	11				6		7	100	828	29	
	比率	72.0	10.0	3.0	1.0				2.0	2.0				1.0		1.0	13.0	100.0	4.0	
R1年度	件数	640	172	4	10				3	12				1		2	128	972	28	
	比率	66.0	18.0	1.0	2.0				1.0	2.0				1.0		1.0	14.0	100.0	3.0	
R2年度	件数	560	129	11	10				3	11				2		2	124	852	9	
	比率	66.0	16.0	2.0	2.0				1.0	2.0				1.0		1.0	15.0	100.0	2.0	
R3年度	件数	785	107	7	7				7	17						2	153	1,085	22	
	比率	73.0	10.0	1.0	1.0				1.0	2.0						1.0	15.0	100.0	3.0	
R4年度	件数	670	81	9	5				3	16				1		3	111	899	27	
	比率	75.0	10.0	2.0	1.0				1.0	2.0				1.0		1.0	13.0	100.0	4.0	
R5年度	件数	717	82	25	2				2	18				1		1	128	976	40	
	比率	74.0	9.0	3.0	1.0				1.0	2.0				1.0		1.0	14.0	100.0	5.0	

### (3) 養護相談の理由別対応件数

#### ①和歌山県全体

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所	2	2			59	5	10	78	3.3%
里親委託		1		1	14		3	19	0.8%
面接指導	3	7		15	1,959	35	37	2,056	87.7%
その他				5	160	5	22	192	8.2%
計	5	10		21	2,192	45	72	2,345	100.0%
比率	0.2%	0.4%		0.9%	93.5%	1.9%	3.1%	100.0%	
中央児童相談所	5	7		19	1,809	26	72	1,938	82.6%
紀南児童相談所		3		2	383	19		407	17.4%

42

#### <再掲> 虐待うち児童福祉施設入所の内訳

(件)

	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	その他	計	比率
中央児童相談所	29	4		4	7	44	74.6%
紀南児童相談所	12	1			2	15	25.4%
計	41	5		4	9	59	100.0%
比率	69.5%	8.5%		6.8%	15.3%	100.0%	

#### ②中央児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所	2	1			44	5	10	62	3.2%
里親委託		1		1	13		3	18	0.9%
面接指導	3	5		13	1,596	16	37	1,670	86.2%
その他				5	156	5	22	188	9.7%
計	5	7		19	1,809	26	72	1,938	100.0%

#### ③紀南児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所		1			15			16	3.9%
里親委託					1			1	0.2%
面接指導		2		2	363	19		386	94.8%
その他					4			4	1.0%
計		3		2	383	19		407	100.0%

#### (4) 虐待相談対応件数

##### ①虐待相談の経路

(件)

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童センター 児童家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
中央	124	23	84		19	292	6	17	1	7		614		7	33
紀南	12	3	18		2	63	5	7				145		2	10
計	136	26	102		21	355	11	24	1	7		759		9	43

	学 校 等			里親 児童委員 (通告の仲介を含む)	家 族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	幼稚園	学校	教育委員会等		虐待者本人			虐待者以外							
					父親	母親	その他	父親	母親	その他					
中央	7	126	4		5	85		41	28	18	17	173	31	47	1,809
紀南		35				8		3	8	2	16	36	8		383
計	7	161	4		5	93			36	20	33	209	39	47	2,192

##### ②虐待相談の主な虐待者

(件)

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
中央	728	42	988	3	48	1,809
紀南	145	14	217	3	4	383
計	873	56	1,205	6	52	2,192

##### ③被虐待児の年齢・相談種別

(件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
		0歳	中央	14	5	89
	紀南	1		9	8	18
	計	15	5	98	61	179
1歳	中央	20		85	19	124
	紀南	5		19	6	30
	計	25		104	25	154
2歳	中央	2		33	3	38
	紀南	4		13	6	23
	計	6		46	9	61
3歳	中央	30		114	27	171
	紀南	5		15	6	26
	計	35		129	33	197
4歳	中央	23		60	16	99
	紀南	4		10	6	20
	計	27		70	22	119
5歳	中央	18	1	46	25	90
	紀南	5		8	4	17
	計	23	1	54	29	107
6歳	中央	5		14	4	23
	紀南	5		16	6	27
	計	10		30	10	50
7歳	中央	34	1	98	45	178
	紀南	5	1	14	3	23
	計	39	2	112	48	201

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
8歳	中央	34		56	13	103
	紀南	6		18	8	32
	計	40		74	21	135
9歳	中央	18	1	70	27	116
	紀南	3	1	17	6	27
	計	21	2	87	33	143
10歳	中央	22		64	18	104
	紀南	3	1	9	2	15
	計	25	1	73	20	119
11歳	中央	17		69	29	115
	紀南	5		12	7	24
	計	22		81	36	139
12歳	中央	4		17	5	26
	紀南	5		7	5	17
	計	9		24	10	43
13歳	中央	35	1	84	36	156
	紀南	3		10	2	15
	計	38	1	94	38	171
14歳	中央	20		59	21	100
	紀南	6		8	4	18
	計	26		67	25	118
15歳	中央	10		10	5	25
	紀南			13	7	20
	計	10		23	12	45
16歳	中央	34	1	76	23	134
	紀南	6		8		14
	計	40	1	84	23	148
17歳	中央	4		25	10	39
	紀南	7		7	3	17
	計	11		32	13	56
18歳	中央	2		1	4	7
	紀南					
	計	2		1	4	7
合計	中央	346	10	1,070	383	1,809
	紀南	78	3	213	89	383
	計	424	13	1,283	472	2,192

④立入調査・警察官への援助要請件数 (件)

	立入調査	援助要請
中央		
紀南		

⑤親権・後見人関係 (件)

		法第28条第1項第1号・第2号による措置	親権喪失審判の請求	親権停止審判の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	中央				2	
	紀南			1		
承認件数	中央				3	
	紀南			1		

## 6 里親の状況

### (1) 里親の意義

こどもは、温かい家庭で愛され大切に育てられながら、健やかに成長していくのが理想であるが、中には虐待や親の病気、離婚など様々な事情により、家庭で育つことが難しいこどももいる。

里親制度は、そのようなこどもを、深い愛情と正しい理解をもって養育してくれる里親家庭に委託し、家族・親子関係を中心とした家庭養育を行う児童福祉の制度である。

こどもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要である。個別的な関わりを行う里親制度は愛着形成においてもすぐれたものとされている。

平成 16 年の児童福祉法改正においては、里親の定義規定を設けるとともに、里親の監護・教育権が新たに認められるなど、社会的養護における里親の重要性がより一層明確化された。

### (2) 本県における里親、里子の状況

令和 5 年度の新規里親登録数は 21 件、里親登録総数は 200 件となった。

また、委託状況については、令和 5 年度に新たに委託した児童は 16 名、委託解除した児童は 12 名であった。

最近の特徴として、虐待を受けたこども、思春期を迎えたこども等の委託が多く、このようなこども達を家庭的な環境の中できめ細やかに養育することの有用性を、改めて認識させられたところである。

### (3) ファミリーホームについて

平成 23 年に 1 箇所、平成 24 年度に 1 箇所、平成 25 年度に 1 箇所、平成 28 年度に 2 箇所、平成 29 年度に 2 箇所、令和元年度に 1 箇所のファミリーホームが立ち上がったものの、令和 2 年度、令和 3 年度にそれぞれ 1 箇所廃止となり、令和 4 年度末に 6 箇所、令和 5 年度末現在、7 箇所 21 名の児童が入所している。

### (4) 里親制度の充実に向けて

こどもの健全な育成のためには、そのこどもを心から理解し、温かく見守る、愛情に溢れた家庭の存在意義は大きく、また、こどもを取りまく環境が深刻化している現代社会において、里親制度に期待される役割は大きくなってきている。こども達に安心して生活できる家庭養育環境を提供するために、より多くの里親の登録が望まれる。

本県では、令和 5 年度末現在で 19 名の専門里親の登録がある。児童虐待等の問題の深刻化に伴い、よりきめ細やかなケアが必要なこどもが増加し、専門里親への期待は、より一層高まっている。

こども達へのきめ細やかな関わりが求められる中、里親の養育機能の向上が重要となってくるが、個々の養育支援とともに、和歌山県里親会においても、研修会や里親間の意見交換を活発に行っている。

## (5) 里親、ファミリーホームの登録数等

(令和6年3月31日現在)

## ① 郡市別・種別件数(里親、ファミリーホーム)

郡市別 /種別		中央児童相談所管内											県外	紀南児童相談所管内					合計
		和歌山市	海南市	紀の川市	岩出市	橋本市	有田市	御坊市	海草郡	伊都郡	有田郡	一部 日高郡		田辺市	新宮市	日高郡一部	西牟婁郡	東牟婁郡	
登録数 (件)	里親	76	7	16	16	14	3	4	2	6	6	7		17	8	2	8	8	200
	FH	1	0	0	2	1	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	7
	計	77	7	16	18	15	3	5	2	7	7	7	0	17	8	2	8	8	207
委託先 (箇所)	里親	15	1	2	3	2	1	0	1	0	2	4	1	3	1	0	0	1	37
	FH	1	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	6
	計	16	1	2	5	2	1	1	1	1	3	4	1	3	1	0	0	1	43
委託児 (人)	里親	22	1	4	3	2	1	0	1	0	4	7	1	3	1	0	0	1	51
	FH	4	0	0	6	0	0	3	0	3	5	0		0	0	0	0	0	21
	計	26	1	4	9	2	1	3	1	3	9	7	1	3	1	0	0	1	72

※登録・委託里親は世帯数

**(6) 里親委託状況**

(令和6年3月31日現在)

**① 年齢別・性別件数**

(人)

年齢/性別	0~2歳	3~6歳	小学生	中学生	高校、 大学、 専門学校	計	合計
男	1	5	8	2	7	23	51
女	2	7	5	8	6	28	

**② 里親の措置・解除件数**

(人)

年度内措置	男	6	年度内解除	養子縁組のため	1
	女	10		家庭へ引き取り	0
			就職自立	0	
			措置変更	6	
			その他	5	

**③ 過去の里親委託・解除件数**

(ア) 委託児童件数 (件)

(イ) 里親新規登録・登録解除件数 (件)

年度	年度内措置	年度内解除
R1	8	18
R2	7	6
R3	8	9
R4	14	9
R5	16	12

年度	年度内新規登録	年度内登録解除
R1	17 (1)	8
R2	30	3
R3	18	7
R4	20 (2)	10
R5	21 (1)	8 (2)

※ ( ) は専門里親

**(7) ファミリーホーム委託状況**

(令和6年3月31日現在)

**① 年齢別・性別件数**

(件)

年齢/性別	0~2歳	3~6歳	小学生	中学生	高校、 大学、 専門学校	計	合計
男	0	1	3	2	2	8	21
女	0	3	6	3	1	13	

**② ファミリーホームの入所・退所件数**

(人)

年度内入所	男	2	年度内退所	養子縁組のため	0
	女	5		家庭へ引き取り	0
			就職自立	1	
			措置変更	4	
			その他	0	

## 7 判定指導業務の状況

### (1) 判定実施状況

判定件数の内訳は知的障害の判定が大半を占め、その半数が療育手帳等の福祉制度の活用のための判定である。また、ことばの遅れや発達障害の疑いを主訴とした発達相談の中で実施される判定の占める割合も大きい。

#### ①判定実施件数

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理治療・カウンセリング				
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察・指導		医師	心理判定員	児童福祉司	その他の所員	
児童	中央	16,154	97	0	0	723	509	653	27	5,465	0	31	4,072	4,407	0
	紀南	1,847	85	28	24	284	177	11	3	1,253	0	43	235	384	19
保護者	中央	24,667	49	0	0	0	0	0	0	842	0	9	616	5,709	0
	紀南	5,920	25	0	0	0	0	0	0	695	0	7	62	427	7
その他	中央	36,456	96	0	0	0	0	0	0	591	0	8	634	6,910	0
	紀南	14,490	84	0	0	0	0	0	0	333	0	42	28	197	5
計	中央	77,277	242	0	0	723	509	653	27	6,898	0	48	5,322	17,026	0
	紀南	22,257	194	28	24	284	177	11	3	2,281	0	92	325	1,008	31
合計		99,534	436	28	24	1,007	686	664	30	9,179	0	140	5,647	18,034	31

#### ②1歳6ヶ月児精密検査件数

(件)

種別 管轄別	種別												計
	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他		
中央児童相談所													0

#### ③3歳児精密検査件数

(件)

種別 管轄別	種別												計
	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他		
中央児童相談所													0

## ④心理学的検査の実施件数内訳

(件)

検査名		管轄別	中央児童相談所	紀南児童相談所	合計
検査実施件数 (一件あたりの検査数		A B/A)	1,629 (1.21)	421 (1.13)	2,050 (1.19)
知能検査および発達検査	田 中 ビ ネ ー		308	91	399
	ウ ェ ク ス ラ ー 式		428	193	621
	新 版 K 式		502	131	633
	K I D S		0	9	9
	グッドイナフ人物画知能検査		0	0	0
	S M 社会生活能力検査		8	36	44
	そ の 他		5	1	6
	小 計		1,251	461	1,712
人格検査	S C T		189	1	190
	P F ス タ デ ィ		23	1	24
	H T P		42	0	42
	バ ウ ム		191	5	196
	人 物 画		152	0	152
	動 的 家 族 画		42	0	42
	ロ ー ル シ ャ ッ ハ		0	0	0
	そ の 他		46	4	50
	小 計		685	11	696
その他の検査	B G T		0	0	0
	I T P A		0	0	0
	そ の 他		28	3	31
	小 計		28	3	31
合計		B	1,964	475	2,439

## (2) 通所指導等実施状況

通所指導では、発達に遅れが見られる児童等を対象とした発達相談、非行・不登校・性格行動等の相談ケースを対象とした心理療法中心の指導を行っている。

### ①心理療法中心のケース指導

非行、不登校、性格行動の相談ケースについては、従来より心理学的アプローチが重視されており、この3項目については他の相談ケースとは区別して実施状況を再掲する。

◎郡市別実施状況

(人)

郡市名	和歌山市	海南市 海草郡	岩出市	紀の川市	橋本市 伊都郡	有田市 有田郡	御坊市 日高郡の 一部	その他	合計
対象児童数	712	39	118	102	96	82	94	0	1,243
延児童数	3,734	148	813	762	384	299	611	0	6,751

## (3) 療育手帳判定実施状況

### ①療育手帳程度別件数

		A1	A2	B1	B2	非該当	合計
計	件数	67	130	188	605	143	1,133
	比率	5.9%	11.5%	16.6%	53.4%	12.6%	100.0%
中央児童 相談所	件数	57	106	145	492	129	929
	比率	6.1%	11.4%	15.6%	53.0%	13.9%	100.0%
紀南児童 相談所	件数	10	24	43	113	14	204
	比率	4.9%	11.8%	21.1%	55.4%	6.9%	100.0%

### ②郡市別 療育手帳判定件数 (件)

郡市名	療育手帳	郡市名	療育手帳
和歌山市	401	海草郡	11
海南市	49	伊都郡	25
岩出市	96	有田郡	60
紀の川市	95	日高郡	88
橋本市	73	西牟婁郡	57
有田市	23	東牟婁郡	33
御坊市	26	計	274
田辺市	74	県外	2
新宮市	20		
計	857		

## 8 一時保護

### (1) 一時保護の必要性

#### ア 緊急保護

(ア) 適当な保護者又は宿所がないため緊急に該当児童を保護する必要がある場合。

(イ) 虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。

#### イ 行動観察

一時保護された児童の適切かつ具体的な処遇方針を定めるため、一時保護による十分な行動観察及び生活指導を行う必要がある場合。

#### ウ 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合。

年度別一時保護状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度からの繰越人員	27	22	24	33	46
当該年度新規保護人員	277	296	304	374	404
年間保護実人員	304	318	328	407	450
年間保護延人員	10,479	10,468	12,005	12,463	13,826
一人平均保護日数	34.5	32.9	36.6	30.6	32.2
一日平均保護人員	28.7	28.7	32.9	34.1	35.6
最長保護日数	□478	◇312	△365	※327	☆431
一日最多保護人数	42	38	47	52	51
保護児最低年齢	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
保護児最高年齢	18歳	18歳	18歳	17歳	17歳

□印、平成30年度より継続保護で令和元年度中に終了。

◇印、令和元年度より継続保護で令和2年度中に終了。

△印、令和2年度より継続保護で令和3年度中に終了。

※印、令和3年度より継続保護で令和4年度中に終了。

☆印、令和4年度より継続保護で令和5年度中に終了。

## (2) 入所状況・退所状況

### 《入所状況》

#### ① 相談種別・性別入所状況

令和5年度の新規入所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。 (人)

		養護		非行		育成			障害		保健・その他	計
		虐待	その他	ぐ犯	触法	性行	不登校	その他	知的	その他		
中央	男	110	33	15	4	8	0	13	0	0	0	183
	女	152	29	27	5	16	0	0	0	0	0	229
紀南	男	18	0	4	0	0	0	0	0	0	0	22
	女	11	1	4	0	0	0	0	0	0	0	16
計		291	63	50	9	24	0	13	0	0	0	450

・委託一時保護含む

### 《退所状況》

#### ② 性別退所状況

令和5年度の退所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。 (人)

		児童福祉施設(※1)	帰宅(※2)	里親委託	他機関等(※3)	その他(※4)	計(※5)
		中央	男	23	74	5	11
	女	15	119	10	11	67	222
紀南	男	8	7	0	1	6	22
	女	5	11	0	0	0	16
計		51	211	15	23	129	429

・委託一時保護含む。

(※1) 内訳は、児童養護施設：30件、児童自立支援施設：7件、障害児入所施設：4件、児童心理治療施設：5件、乳児院：5件

(※2) 内訳は、虐待：130件、養護その他：29件、非行相談：39件、育成相談：13件

(※3) 内訳は、他の児童相談所：3件、女性相談所：3件、一時保護委託先から一時保護施設へ移動：17件

(※4) 内訳は、一時保護施設から一時保護委託先へ移動：69件、一時保護委託先から別の一時保護委託先に移動：32件、施設復帰：18件、自立援助ホーム：6件、グループホーム：2件、親類宅：2件

(※5) 入所状況合計450件と退所合計429件の差については年間保護実人員の内、21人が次年度継続保護のため。

### ③ 年齢別・性別入所状況

令和5年度の新規入所児を対象とする。

(人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
中央	男	21	4	4	8	15	2	8	11	11	8	6	4	9
	女	5	3	4	4	8	11	11	6	11	2	13	10	25
紀南	男	0	0	0	2	0	1	0	4	0	3	1	0	0
	女	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1
計		26	7	8	14	23	15	19	22	23	14	20	14	35

(人)

		13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
中央	男	10	9	24	9	3	0	0	166
	女	28	25	27	7	10	0	0	210
紀南	男	2	0	0	2	0	2	0	17
	女	0	1	0	1	3	1	0	11
計		40	35	51	19	16	3	0	404

・委託一時保護含む。

### ④ 月別・性別入所状況

令和5年度の新規入所児を対象とする。

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男	13	18	12	10	15	10	20	25	14
女	17	20	31	22	23	28	12	15	16
計	30	38	43	32	38	38	32	40	30

(人)

	1月	2月	3月	計
男	8	19	19	183
女	20	11	6	221
計	28	30	25	404

・委託一時保護含む。

### ⑤ 相談種別・性別緊急入所状況

令和5年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。(人)

		入所数		緊急入所数			
		男	女	男		女	
養護相談	虐待	121	156	57	47.1%	85	54.5%
	その他	31	30	4	12.9%	7	23.3%
非行相談	ぐ犯等	18	31	11	61.1%	22	71.0%
	触法行為等	3	5	3	100.0%	4	80.0%
育成相談	性格行動	6	16	3	50.0%	1	6.3%
	不登校	0	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	12	0	7	58.3%	0	0.0%
障害相談	知的障害	0	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0	0	0.0%	0	0.0%
保健相談・その他相談		0	0	0	0.0%	0	0.0%
小計		191	238	85	44.5%	119	50.0%
計		429		204		47.6%	

・委託一時保護含む。

### ⑥ 相談主訴別・性別入所状況

令和5年度の新入所児を対象とする。(人)

	男	女	計	比率
家庭環境	37	35	72	16.4%
家出・外泊	10	25	35	8.0%
暴力	3	4	7	1.6%
窃盗	2	1	3	0.7%
シンナー	0	0	0	0.0%
異性交遊	0	2	2	0.5%
虐待	111	137	248	56.4%
怠学	0	1	1	0.2%
不登校	0	3	3	0.7%
その他・ぐ犯(※)	14	12	26	5.9%
その他	21	22	43	9.8%
計	198	242	440	100.0%

・主訴は重複あり。

・委託一時保護含む。

(※) 喫煙・校則違反・万引き等

### ⑦ 相談種別・日数別入所状況

令和5年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。 (人)

		1～ 5日	6～ 10日	11～ 15日	16～ 20日	21～ 25日	26～ 30日	31日 以上	計
養護 相談	虐待	49	40	24	11	16	16	121	277
	その他	15	5	9	8	3	3	18	61
非行 相談	ぐ犯等	12	4	10	7	4	2	10	49
	触法行為等	6	1	0	1	0	0	0	8
育成 相談	性格行動	5	3	3	2	1	2	6	22
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4	2	0	0	1	1	4	12
障害 相談	知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
保健相談・その他相談		0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		91	55	46	29	25	24	159	429

・委託一時保護含む。

(※) 前年度からの繰り越し児童全件の内訳は、虐待：38件、養護その他：4件、非行：3件、育成：1件

## 9 特別事業

### (1) 家庭支援体制緊急整備促進事業

児童虐待防止対策支援事業（中央児童相談所）

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加している。また医学的治療、法的対応が必要なケースもそれぞれ増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

児童相談所には、市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保、向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

児童相談所は地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な判断が必要なケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もってこどもの福祉の向上を図ることを目的としている。

#### ■ 実施状況

主催：和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

##### 第1回

実施日：令和5年5月18日（木）13:30～15:30

実施場所：子ども・女性・障害者相談センター多目的ホール

演題：周産期のメンタルヘルス～産後うつとその周辺～

講師：和歌山県立医科大学 神経精神医学 講師 松浦広樹 医師

参加者：県児童相談所職員 41名

##### 第2回

実施日：令和5年6月15日（木）～7月15日（土）

実施方法：オンデマンド配信

演題：日常生活に活かすトラウマケア～トラウマインフォームドケアとARCの枠組み～

講師：前帝京大学医学部病院教授 伊東ゆたか(児童精神科) 医師

参加者：県児童相談所職員 60名

##### 第3回

実施日：令和5年7月26日（水）10:00～12:00

実施場所：子ども・女性・障害者相談センター多目的ホール

演題：児童相談所で扱う思春期/青年期の事例検討にかかる、児童精神科医による専門的知見に基づくスーパーバイズ

講師：前和歌山県精神保健福祉センター長 小野善郎(児童精神科) 医師

参加者：県児童相談所職員 35名

#### 第4回

実施日：令和5年11月6日（月）13:30～16:30

実施場所：子ども・女性・障害者相談センター多目的ホール

演題：ジェノグラムを活用した相談面接～家族理解を深めるために～

講師：児童家庭支援センター京都大和の家 センター長 早樫一男 氏

参加者：県児童相談所職員 42名

#### 第5回

実施日：令和5年12月7日（木）13:30～15:30

実施場所：子ども・女性・障害者相談センター多目的ホール

演題：子どもこのころの発達と外傷的育ち

講師：和歌山県立医科大学 神経精神医学 講師 松浦広樹 医師

参加者：県児童相談所職員 44名

## (2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について

さまざまな相談を受ける中で、児童相談所内部の相談機能や援助技術だけでは、処遇に困難をきたすケースがある。とりわけ、保護者の意に反して、こどもを保護し処遇することが多い虐待ケースや、児童福祉の枠組みだけでは対応困難な非行ケースなど、各種の法的対応を必要とする場合である。このような場合、こどもの福祉や権利擁護の観点に立った弁護士の助言が、きわめて有効である。

当所では、こどもの権利擁護や児童福祉領域を専門とする弁護士の理解と協力を得て、処遇困難事例および法的対応事例などについて、適宜、タイムリーな弁護士相談を実施しており、そこで受けた助言や検討された方針に基づいて処遇を進めることで、よりきめ細やかで毅然とした対応を図ることができている。

主には、家庭裁判所への施設入所承認の申立や親権喪失の申立などの法的対応ケースである。

### (3) 児童相談所虐待対応ダイヤル相談業務及び SNS 相談業務

増え続ける虐待通告や、様々な問題を抱えながら悩んでいる子どもや親の相談に 24 時間 365 日いつでも即応できる体制を整備することは、よりよい児童福祉を提供するために重要である。電話、SNS による相談は、その利便性・匿名性から、いつでも、誰でも、どこからでも気軽に相談できるという利点があることから、電話による相談窓口（月曜日から金曜日：午後 5 時 46 分から午前 9 時 00 分、祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日：午前 9 時：00 分から翌日午前 9 時 00 分）及び SNS を活用した相談窓口（月曜日から金曜日（祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）：午前 10 時から午後 8 時）を開設している。

#### ① 月別相談受付件数

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電話相談	34	48	36	32	25	38	37	20	25	30	35	21
SNS 相談	2	6	7	14	10	13	16	22	9	23	12	26

#### ② 相談種類別受付件数

(件)

	性格 行動	不登校	しつけ	保健	非行	養護	適性	障害	その他	合計
電話相談	46	3	17	1	7	94		2	180	350
SNS 相談	11	9	28	2	5	26	2	7	47	137

#### ③ 居住地域別受付件数

(件)

	和歌山市	海南市	岩出市	紀の川市	橋本市	有田市	御坊市
電話相談	190	8	28	17	38	5	1
SNS 相談	103	9	11	11	1	1	1

	田辺市	新宮市	海草郡	伊都郡	有田郡	日高郡	西牟婁郡
電話相談	14		5	4	8	10	8
SNS 相談	1	1	1	1	4	4	4

	東牟婁郡	県外	不明
電話相談	9	5	31
SNS 相談	5		1

## 10 保健師業務実績

和歌山県では、令和4年4月から中央児童相談所、紀南児童相談所それぞれに保健師を1人ずつ配置している。

令和4年度からの保健師の業務内容別保健師活動の年次推移を見ると、「家庭・病院・関係機関等の訪問」が最も多く、次いで「所内会議」が多くなっている。なお、それぞれの児童相談所の規模に違いがあるため、個別ケース支援等への関わり方も異なった状況になっている。

### (1) 業務内容別実績

児童 相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応										コーディネート							
		訪問計	訪問・記録				面接	保健 指導 (電話)	健康教育		その他	小計	会議計	会議					会議以外
			家庭	病院	関係機関	その他			個別	集団				所内	所外	関係機 関連絡 会議	保健師 連絡 会議	保健所 連絡 会議	
中央	1,940	634	306	134	175	19	162	11	0	0	56	863	321	212	79	8	22	0	73
	100.0	32.7	15.8	6.9	9.0	1.0	8.4	0.6	0.0	0.0	2.9	44.5	16.5	10.9	4.1	0.4	1.1	0.0	3.8
紀南	1,978	589	164	156	268	1	266	4	77	0	124	1,060	501	393	71	10	17	10	108
	100.0	29.8	8.3	7.9	13.5	0.1	13.4	0.2	3.9	0.0	6.3	53.6	25.3	19.9	3.6	0.5	0.9	0.5	5.5
合計	3,918	1,223	470	290	443	20	428	15	77	0	180	1,923	822	605	150	18	39	10	181
	100.0	31.2	12.0	7.4	11.3	0.5	10.9	0.4	2.0	0.0	4.6	49.1	21.0	15.4	3.8	0.5	1.0	0.3	4.6

上段は、時間数。下段は割合（%）。小計は小数点以下1桁未満を四捨五入

児童 相談所	その他						
	その他 合計	業務管理	研修			人材育成	その他
			研修計	講師	受講		
中央	683	75	104	9	95	277	227
	35.2	3.9	5.4	0.5	4.9	14.3	11.7
紀南	309	100	172	44	128	0	37
	15.6	5.1	8.7	2.2	6.5	0.0	1.9
合計	992	175	276	53	223	277	264
	25.3	4.5	7.0	1.4	5.7	7.1	6.7

(2) 個別ケースへの対応

	訪問				面談			
	実(人)	延(人)	件数(実)	件数(延)	実(人)	延(人)	件数(実)	件数(延)
中央	39	158	75	341	17	80	35	137
紀南	55	332	30	129	56	85	47	72
合計	94	490	105	470	73	165	82	209

(3) 業務内容別保健師活動の年次推移

	令和4年度		令和5年度	
	件数	割合	件数	割合
地区管理	533	13.8%	180	4.6%
家庭・施設訪問	881	22.8%	1,223	31.2%
所内面接	279	7.2%	428	10.9%
電話	92	2.4%	15	0.4%
健康教育	63	1.6%	77	2.0%
所内会議	684	17.7%	605	15.4%
コーディネート	365	9.4%	349	8.9%
保健師会議	53	1.4%	49	1.3%
研修	344	8.9%	276	7.0%
業務管理	268	6.9%	175	4.5%
その他児関連事務・事務	275	7.1%	264	6.7%
その他 人材育成	27	0.7%	277	7.1%
計	3,864	100.0%	3,918	100.0%

## II 女性相談所・女性保護施設の概要

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター女性相談課は、売春防止法（昭和 31 年）に基づき設置された。

平成 13 年 10 月 13 日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行にともない、平成 14 年 4 月 1 日より配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者の相談・支援や生命または身体への危険の恐れがある被害者の一時保護も実施している。

また、平成 27 年 4 月 1 日から性暴力救援センター和歌山「わかやま<sup>マイ</sup>mine」が所管替えにより女性相談課へ移管となり、性暴力に特化した相談、ワンストップ化が図れるようになった。

○ 設置主体 和歌山県

○ 電話 073-445-0793（相談電話） FAX 073-447-1587

○ 沿革

昭和 31 年 5 月 24 日 売春防止法公布

32 年 4 月 1 日 売春防止法施行

32 年 4 月 1 日 海草福祉事務所に婦人相談所設置一時保護付設  
（和歌山市小松原通一丁目 1 番地）

33 年 7 月 1 日 婦人相談所及び一時保護所移転（和歌山市車坂西ノ丁 21 番地 3）

33 年 10 月 4 日 同所に婦人保護施設「吹上寮」開設

60 年 4 月 1 日 新築移転（和歌山市和歌浦東三丁目 6 番 46 号）  
婦人保護施設を「なぐさホーム」に名称変更

平成 9 年 4 月 1 日 「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県女性相談所」に、「和歌山県婦人保護施設」を「和歌山県女性保護施設」に名称変更

13 年 10 月 13 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行

14 年 4 月 1 日 配偶者暴力相談支援センターの機能開始

16 年 12 月 2 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行

16 年 12 月 7 日 人身取引対策行動計画

20 年 1 月 11 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行

21 年 4 月 1 日 「和歌山県女性相談所」及び「和歌山県女性保護施設なぐさホーム」が現在地に移転。組織統合により「和歌山県女性相談所」は「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」に名称を変更し、女性相談課が発足

26 年 1 月 3 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更

27 年 4 月 1 日 所管替えにより“性暴力救援センター和歌山「わかやま<sup>マイ</sup>mine」”が和歌山県子ども・女性・障害者相談センター女性相談課へ移管

# 1 女性相談の業務

## (1) 婦人保護事業について

要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者等からの暴力の防止等に関する啓発活動を行う。あわせて要保護女子及び暴力被害者の早期発見に努め、保護、支援を行う。

## (2) 女性相談課

要保護女子の保護及び暴力被害者の保護を円滑に推進するために必要な措置を講じ、婦人保護事業に関する啓発活動など、女性の福祉に関する事務を行う。また都道府県における婦人保護事業実施の中核機関として、福祉事務所、女性相談員、女性保護施設その他の関係機関と常時密接な連携を保ちつつ相互の業務の調整を行い、婦人保護事業の積極的かつ効果的な実施を図る役割を果たす。

### [業務内容]

#### ①相談

電話相談 専用電話を設置し、相談に応じる。

来所相談 電話相談では対応が困難な場合や、面接相談を希望する場合に実施する。

#### ②調査・判定

必要に応じて調査を行うとともに医学的、心理学的判断を行う。

#### ③一時保護

本人の申請に基づき、保護を必要と認めた場合、一時保護又は一時保護委託を実施する。

#### ④啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」として街頭啓発、講演会、新聞、テレビ等による啓発活動を行う。

## (3) 女性保護施設

女性保護施設は、要保護女子の保護及び暴力被害者の保護のため、要保護女子等を保護し、自立を支援する。

#### (4) 女性相談員の業務

女性相談員は、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性や暴力被害者について相談に応じ、関係機関と協力して保護・自立支援を行う。

##### ① 女性相談課職員構成（R6.3.31現在）

常勤（兼任）		常勤（専任）					
所長	次長	課長	主任	主査	副主査	主事	計
1	1	1	3	1	3	1	11

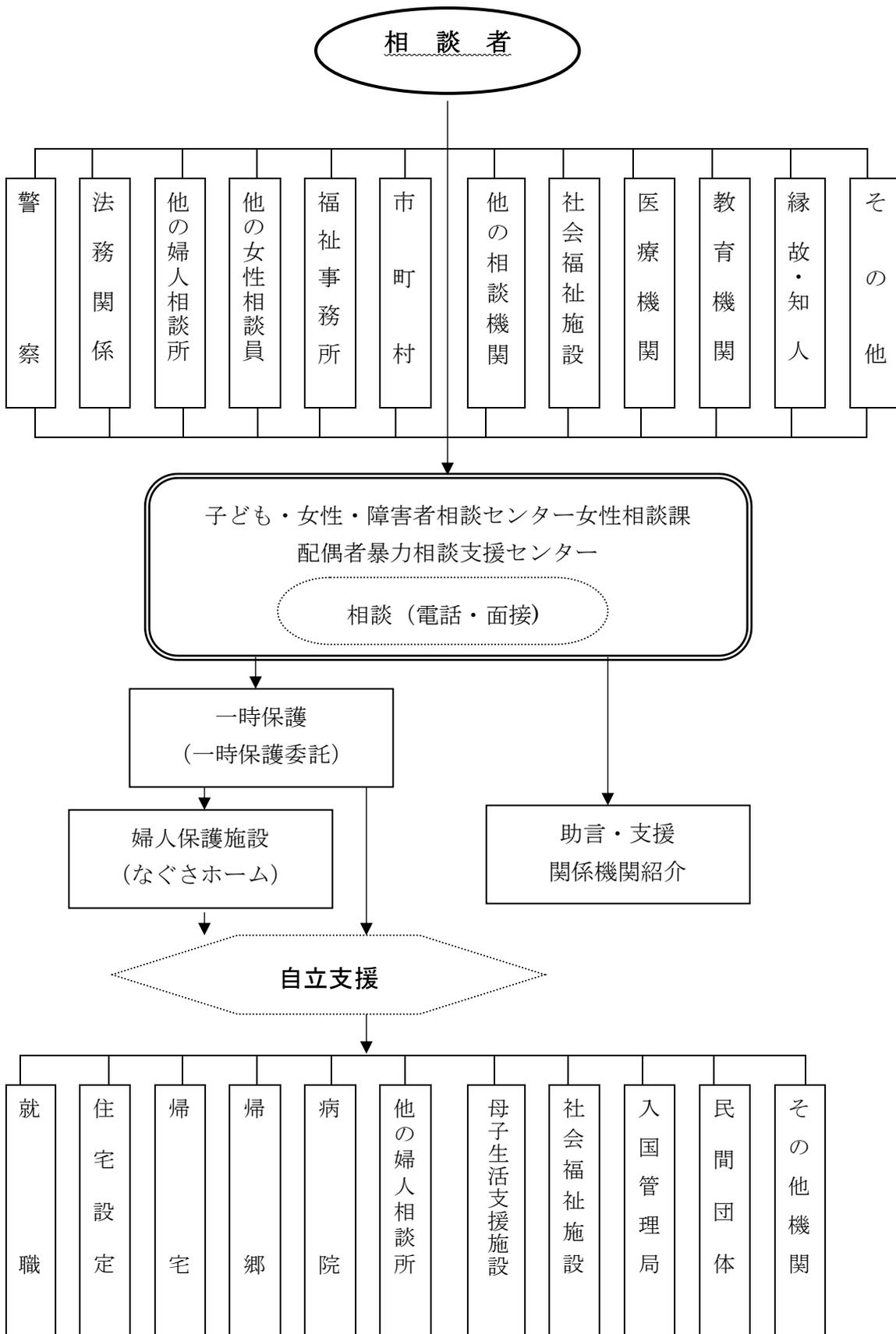
非常勤				
嘱託医	心理判定員	宿日直員	電話相談員	計
1	1	9	10	21

##### ② 各地域の女性相談員

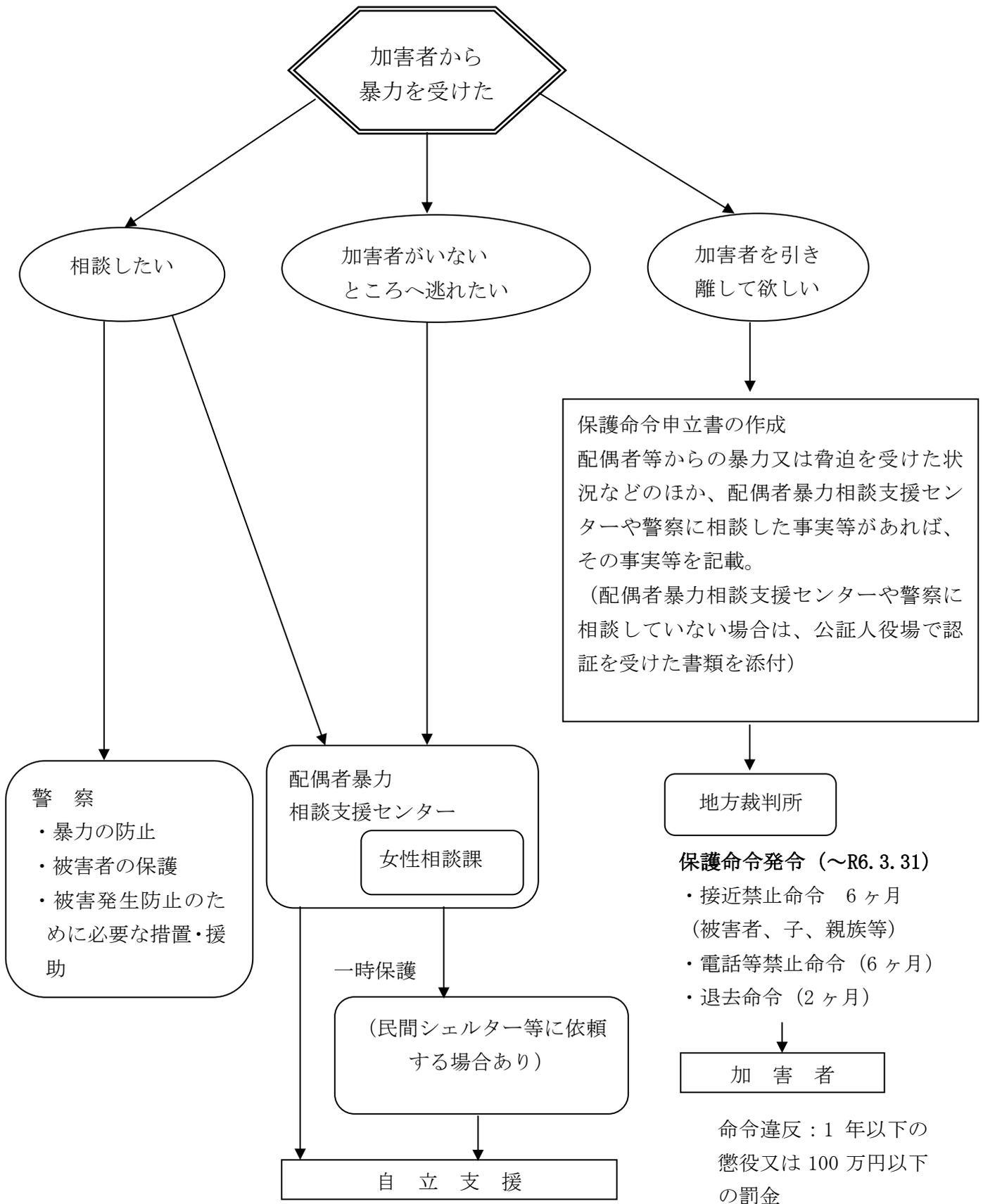
和歌山市と各地域の振興局にも女性相談員が配置されている。

名 称	所 在 地	電話番号
和歌山市 市民生活相談センター 男女共生推進センター	〒640-8511 和歌山市七番丁23 〒640-8266 和歌山市小人町29	073-435-1025 073-436-8704
海草振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
那賀振興局健康福祉部総務福祉課 総務グループ	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-63-0020
伊都振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-0491
有田振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1291
日高振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
西牟婁振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-22-1200
東牟婁振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	0735-21-9610
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 地域福祉課 総務・福祉グループ	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

(5) 女性相談・保護の流れ



(6) DV 防止法の流れ



## 2 業務の実績

### (1) 相談業務

#### ① 相談件数の推移

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実人員	2,728	2,686	2,707	2,597	2,301
延件数	4,286	4,140	4,715	4,562	4,231

延べ相談件数は、4,000 件を超えている。

#### ② 年齢別

\*実人員

		18 歳 未満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳 以上	不明	計
女性 相談所	来所	0	8	27	42	65	35	16	0	193
	電話	9	14	49	116	236	330	176	749	1,679
女性相談員		1	0	29	49	77	108	154	11	429
計		10	22	105	207	378	473	346	760	2,301

全体では [50 歳代] が最も多く、次いで [40 歳代] [60 歳代] が多い。なお、個別に見ると、来所相談では [40 歳代]、電話相談は [50 歳代]、女性相談員の相談では [60 歳代以上] が多かった。

③ 主訴別

\*実人員

		人間関係																住居問題	
		夫等				子供			親族			交際相手			家庭不和	その他の者からの暴力	男女問題		ストーカー被害
		夫等からの暴力	酒乱・薬物	離婚	その他	子供からの暴力	養育不能	その他	親からの暴力	親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他					
女性相談所	来所	122	0	13	6	8	0	1	10	4	0	10	0	0	0	6	0	1	5
女性相談所	電話	256	0	44	74	8	3	88	25	12	93	29	0	20	9	7	2	5	3
女性相談員		118	0	48	13	1	0	6	5	0	5	2	0	0	2		2	2	4
計		496	0	105	93	17	3	95	40	16	98	41	0	20	11	13	4	8	12

		帰住先なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ暴力団	5条違反	その他	計
			生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
女性相談所	来所	4	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	193
女性相談所	電話	3	4	0	1	3	3	14	4	4	0	0	0	1	964	1,679
女性相談員		0	0	0	0	3	0	25	0	0	0	0	0	0	193	429
計		7	5	1	1	6	3	39	5	4	0	0	0	1	1,157	2,301

※5条違反 売春防止法

主訴別では、人間関係 [その他] に次いで [夫等からの暴力] が多く相談全体の約4分の1。[その他] の相談内容は、他の主訴の項目に該当しない日常生活や仕事などでの人間関係の悩みである。

#### ④ 経路別

		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働機関	民間シエルター	知人縁故関係	その他	計
女性 相談所	来所	137	16	4	0	6	3	16	3	2	0	0	0	4	2	193
	電話	1,548	22	8	2	9	7	36	0	11	2	0	0	22	12	1,679
女性 相談員		370	3	2	2	0	2	22	2	2	0	0	0	23	1	429
計		2,055	41	14	4	15	12	74	5	15	2	0	0	49	15	2,301

〔本人自身〕が全体の約9割弱を占めている。次いで、〔他の相談機関〕、〔知人縁故関係〕の順で件数が多い。

#### ⑤ 地域別

		和歌山市	海草郡・海南市	岩出市・紀の川市	伊都郡・橋本市	有田郡・有田市	日高郡・御坊市	西牟婁郡・田辺市	東牟婁郡・新宮市	東牟婁郡・串本町	県外	不明	計
女性 相談所	来所	118	14	17	18	8	8	7	0	0	3	0	193
	電話	349	57	68	40	90	11	36	24	0	155	849	1,679
女性 相談員		358	0	5	21	2	8	15	9	11	0	0	429
計		825	71	90	79	100	27	58	33	11	158	849	2,301

〔和歌山市〕が全体の3割強を占めている。電話相談では特定の人たちから頻回に相談を受けた結果、地域差が生じている。

女性相談員では〔和歌山市〕以外では「有田郡・有田市」、「岩出市・紀の川市」の順で件数が多い。

(2) 一時保護の状況.

① 入所状況の推移

	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R5 年度	58	1,402	24.2	48	1,135	23.7	106	2,537	23.9
R4 年度	65	1,048	13.9	71	1,493	21.0	136	2,541	18.6
R3 年度	68	958	14.0	33	456	13.8	101	1,414	14.0
R2 年度	55	1,011	18.3	43	895	20.8	98	1,906	19.4
R1 年度	62	1,087	17.5	64	1,064	16.6	126	2,151	17.1

前年度より本人の入所実人員は減少したが、平均在所日数は増加した。

② 年齢別（本人）

18 歳未満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
0	5(4)	5(5)	9(7)	22(20)	12(10)	5(5)	58(51)

( ) は全体の中で暴力被害者数を再掲

[40 歳代] が最も多く、次いで [50 歳代] の順になっている。

③ 主訴別

夫等の暴力	子供の暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	交際相手の暴力	その他の者の暴力	帰宅先なし	生活困窮	その他	合計
26	6	6	4	3	5	4	2	2	58

[夫等の暴力] が全体の約 5 割を占める。夫等以外の者からの暴力も加えると、暴力被害を理由とする一時保護が 8 割以上を占める。

## 一時保護委託（再掲）

《一時保護委託》

	計
本人	10
同伴家族	16

一時保護所が満床の期間や、一時保護所の入所要件を満たさない場合に一時保護委託を行った。

《一時保護委託期間》

① 本人

	合計	
実人員	10	
入 所 期 間	1-5日	2
	6-10日	1
	11-15日	0
	16-20日	1
	21-30日	3
	31日以上	3

② 同伴家族

	乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育 終了児	18歳 以上	計
実人員	0	5	4	3	4	0	16
入 所 期 間	1-5日	0	0	0	0	0	0
	6-10日	0	2	1	0	0	3
	11-15日	0	0	0	0	0	0
	16-20日	0	1	0	0	0	1
	21-30日	0	0	1	1	2	4
	31日以上	0	2	2	2	2	8

委託を行った同伴家族は「幼児」、「小学生」、「中学生」、「義務教育終了児」であった。

### (3) 女性保護施設なぐさホームの状況

#### ① 入所状況の推移

	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R5 年度	16	520	32.5	11	282	25.6	27	802	29.7
R4 年度	14	566	40.4	17	509	29.9	31	1,075	34.6
R3 年度	19	612	32.2	12	312	26.0	31	924	29.8
R2 年度	21	632	30.1	15	380	25.3	36	1,012	28.1
R1 年度	16	416	26.0	14	340	19.2	30	756	25.2

前年度と比較して、[本人・実人員] は増加し、[本人・延人員] は減少した。

#### ② 年齢別（本人）

18 歳未満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
0 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (0)	7 (7)	2 (2)	2 (2)	16 (15)

( ) は全体の中で暴力被害者数を再掲

[18 歳代] から [60 歳以上] と年齢層は様々であった。暴力被害者が 9 割以上を占める。

#### ③ 主訴別

夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	その他の者の暴力	その他	合計
7	2	2	2	2	1	16

9 割以上が [夫等の暴力] を含む暴力被害者であった。

#### (4) 配偶者暴力相談支援センターの状況（再掲）

##### ① 相談件数

《加害者との関係（性別）》延べ

	加害者との関係											計	
	配偶者						離婚済		交際相手・ 元交際相手		計		
	届出あり		届出なし		届出有無不明								女
	女	男	女	男	女	男	女	男					
来所	99	4	6	0	0	0	13	0	10	0	128	4	
電話	224	6	11	0	0	0	15	0	29	0	279	6	
その他	109	0	3	0	0	0	6	0	2	0	120	0	
計	432	10	20	0	0	0	34	0	41	0	527	10	

加害者との関係では、加害者が配偶者（[婚姻の届出あり]）の場合が8割強を占めている。

《日本語が十分に話せない被害者別》令和5年度は該当者なし

	合計			合計 (再掲)	タガログ語	韓国語	中国語	タイ語	英語	その他
	女性	男性								
来所										
電話										
その他										
合計										

当所では、必要な際は外国語の通訳者と契約し、通訳を依頼している。

《障害者である被害者別》

	合計			合計	知的・ 精神障害	身体障害			
	女性	男性				小計	聴覚障害	肢体不自由	その他の身体障害
来所	7	7	0	7	6	1	0	1	0
電話	21	21	0	21	21	0	0	0	0
その他	6	6	0	6	5	1	1	0	0
合計	34	34	0	34	32	2	1	1	0

## ② 保護命令

《法第 14 条第 2 項に基づく書面提出件数》

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
女性	12	7	7	7	10
男性	1	0	0	0	0

地方裁判所から当所に求められた書面提出件数は 10 件であった。

《保護命令発令状況（配偶者暴力相談支援センター書面提出分）》

書面提出総数	発令	取り下げ	却下
10	10	0	0

### 3 性暴力救援センター和歌山「わかやま<sup>マ</sup> i <sup>イ</sup> n <sup>ン</sup> e」の業務

#### 1 基本方針

性暴力救援センター和歌山（以下「センター」という）は、同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて被害者の人権と尊厳を踏みにじる性暴力であると位置づけ、被害者が二次被害を受けることなく、心身の回復を図れるように、被害直後からの総合的な支援を提供する。

#### 2 目的

センターは、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援（産婦人科をはじめとする医療支援、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、弁護士による法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化防止を目的とする。

#### 3 支援内容

相談支援業務を行う職員（以下「支援員」という。）をセンターに配置し、被害者の選択と同意のもとに被害直後から以下の支援を行う。

##### （1）主な支援対象

不同意性交（口腔・肛門等を含む）・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害者とする。  
配偶者による性暴力や児童への性的虐待の被害者を含む。

##### （2）業務内容

###### ① 相談（専用電話受付）

電話又は面談による被害者からの相談を受け付け、被害者の心身の状態に配慮しつつ、被害の概要を把握し、必要な情報を得る。

また、被害者の気持ちに寄り添いながら話を傾聴し、被害者にとって必要な情報を提供し、又は今後必要な支援を考え、支援のコーディネートにつなげる。

###### ② 支援のコーディネート

相談によって把握した被害者のニーズに基づき、以下の支援の内容について説明し、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して被害者の支援を行う。

###### ア 医療的支援：産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

被害者の深刻な身体的、精神的ストレスを十分理解し、心身の状態に配慮しつつ、被害者の同意のもとに以下の医療行為等を行う。

###### a) 診療等

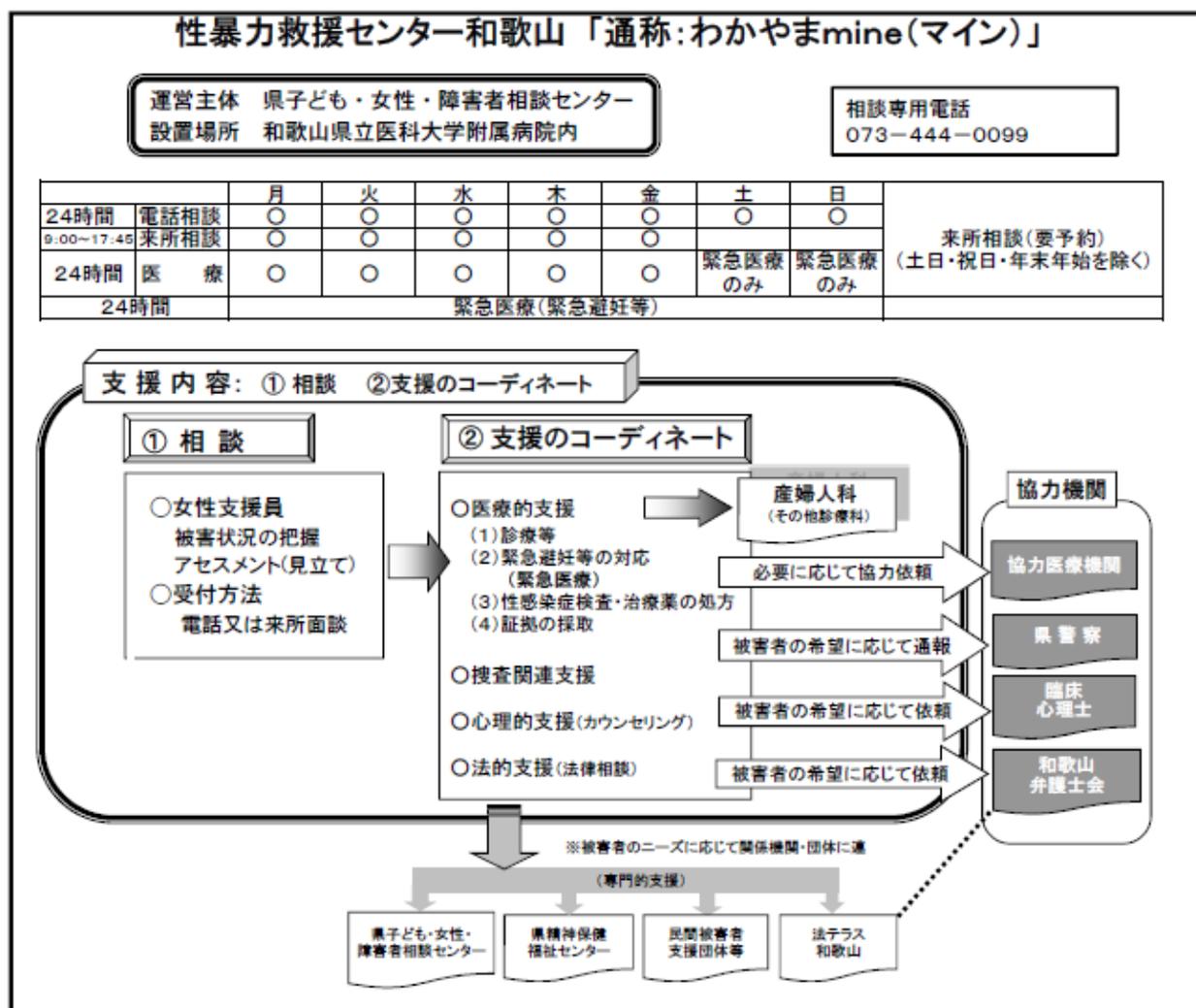
- b) 緊急避妊及び妊娠時の対応
- c) 性感染症検査・治療薬の処方
- d) 証拠の採取

イ 心理的支援：相談、カウンセリング等による心的外傷回復の支援

ウ 捜査関連支援：警察への被害届の促進等

エ 法的支援：弁護士相談等による法律面からの支援

オ その他の支援：必要な支援が提供できる関係機関・団体の紹介等



## (1) 令和5年度の性暴力救援センター和歌山が受けた相談件数

わかやま <sup>マイン</sup>mine 相談の状況

### ① 相談件数(延べ)は増加傾向

電話による相談件数は、令和4年度は883件だったが、令和5年度は940件と増加している。なお、電話相談からつながる来所相談は219件(令和4年度289件)であった。

### ② 相談種別について

令和5年度の相談種別では電話相談、来所相談ともに強制わいせつが最も多い。電話相談では499件で全体の半数を超えている。これは、継続相談の種別は強制わいせつ被害であるためである。

来所相談では96件であった。

次に多かったのは、電話相談で配偶者の性暴力119件、来所相談で配偶者の性暴力55件となっている。

### ③ 年齢別について

年齢別に見ると電話相談では30代女性からの相談が275件、未成年者からの相談が166件であった。来所相談においては10代からの相談が111件と半数を占めていた。

《相談件数》 (延べ)

	令和4年度	令和5年度
電 話	883	940
来 所	289	219
合 計	1,172	1,159

《相談種別件数》 (延べ)

	電話	来所
レイプ	49	4
強制わいせつ	499	96
性的虐待	94	54
配偶者等からの性暴力	119	55
性的搾取	6	8
その他	173	2
合 計	940	219

《年代別相談件数》 (延べ)

	電話	来所
10歳未満	4	11
10代	162	111
20代	123	32
30代	275	34
40代	31	7
50歳以上	189	24
不明	156	0
合計	940	219

### Ⅲ 身体障害者更生相談所の概要

#### 1 業務内容

##### (1) 身体障害者に関する専門的相談指導

市町村長からの依頼に応じて身体障害者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行っている。

##### (2) 医学的判定等

市町村長からの依頼に応じて、次の事項について医学的判定等を行っている。

- ① 補装具の支給・修理の要否、処方及び適合判定  
機能障害の状況並びに日常生活・職業能力の状況等を勘案して補装具の処方を行い、また適合の状況についても判定している。
- ② 自立支援医療（更生医療）の要否の判定  
じん臓機能障害・心臓機能障害・肢体不自由によるその他の障害について、文書による判定を行っている。

##### (3) 身体障害者更生相談所での処理（R5年度みなし判定2,997件含む）

※令和6年5月31日集計分  
(件)

	取扱 実人員	相談内容							
		自立支援 医療 (更生医 療)	補装具	身体 障害 者手 帳	職業	施設	生活	その他	計
来所	5,304	4,934	367	3	0	0	0	0	5,304
巡回	190	0	178	12	0	0	0	0	190
合計	5,494	4,934	545	15	0	0	0	0	5,494

(件)

	判定内容					判定書等交付件数					
	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その 他の 判定	計	自立支援医 療（更生 医療）	補装具	身体 障害者 手帳	障害 程度 区分	その他	計
来所	5,304	0	0	0	5,304	1,923	384	0	0	0	2,307
巡回	190	0	0	0	190	0	147	0	0	0	147
合計	5,494	0	0	0	5,494	1,923	531	0	0	0	2,454

(4) 定例相談 (各種相談は、原則として予約制です。)

## 定例相談

令和5年度

	相談内容	日程及び診査開始時間	場 所
来 所	肢体不自由 (整形外科)	毎月の第1月曜日 午後2時～	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター
	聴覚障害 (耳鼻科)	年3回・第3水曜日 午後2時～ →完全予約制	
	視覚障害 (眼科)	→完全予約制	
巡 回	肢体不自由 (整形外科)	毎月の第3火曜日 午前10時～	和歌山市ふれ愛センター
		毎月の第2火曜日 午後2時～	田辺市民総合センター
		奇数月の第1木曜日 午後2時～	御坊市福祉センター
		年4回・第4月曜日 午後2時～	九度山町ふるさとセンター (4月・10月) 橋本市保健福祉センター (6月・12月)
		奇数月の第4金曜日 午後2時～	東牟婁総合庁舎 (新宮保健所)

※へき地等訪問診査については、市町村からの依頼に応じて可能な限り巡回相談を行います。

## 2 市町村・障害別の主な補装具判定件数（令和5年度実績）

※令和6年5月31日集計分

(件)					(件)						
	肢体 不自由	適合 判定	聴覚 障害	合計		肢体 不自由	適合 判定	聴覚 障害	合計		
和歌山市	122	75	111	308	日 高 郡	美浜町	4	6	2	12	
海南市	18	3	18	39		日高町	2	3	1	6	
橋本市	12	7	14	33		由良町	1	1		2	
有田市	16	3	11	30		印南町	4	4	1	9	
御坊市	13	7	8	28		みなべ町	3	2	8	13	
田辺市	19	15	46	80		日高川町		2	2	4	
新宮市	11	6	7	24		西 牟 婁 郡	白浜町	7	1	2	10
紀の川市	17	8	10	35	上富田町		3	1	1	5	
岩出市	10	6	15	31	すさみ町		1	1	3	5	
海草郡	紀美野町	1		7	8	東 牟 婁 郡	那智勝浦町	6	6		12
伊都郡	かつらぎ町	5	2	5	12		太地町	3	2	2	7
	九度山町						古座川町			1	1
	高野町	1	1		2		北山村				
有田郡	湯浅町	3	2	6	11		串本町	1	2	5	8
	広川町	2	2	1	5	他府県					
	有田川町	4	4	8	16	合計	289	172	295	756	

### 3 市町村・障害別の主な自立支援医療（更生医療）判定件数 （令和5年度実績）

※令和6年5月31日集計分

(件)

		腎臓	心臓	肢体 不自由	合計
和歌山市		284	180	97	561
海南市		80	21	3	104
橋本市		107	18	35	160
有田市		28	21	1	50
御坊市		23	12	6	41
田辺市		60	50	94	204
新宮市		22	15	23	60
紀の川市		53	40	16	109
岩出市		42	25	9	76
海草郡	紀美野町	10	7	3	20
伊都郡	かつらぎ町	52	13	4	69
	九度山町	10	2	3	15
	高野町	17	1		18
有田郡	湯浅町	10	11	3	24
	広川町	9	3		12
	有田川町	18	26	6	50

(件)

		腎臓	心臓	肢体 不自由	合計
日高郡	美浜町	7	3	1	11
	日高町	12	6	2	20
	由良町	7		3	10
	印南町	15	12	2	29
	みなべ町	24	8	14	46
	日高川町	5	4	4	13
西牟婁郡	白浜町	20	28	26	74
	上富田町	6	14	19	39
	すさみ町	3	3	5	11
東牟婁郡	那智勝浦町	24	7	12	43
	太地町	4	2	3	9
	古座川町	2	4	4	10
	北山村	1			1
	串本町	6	11	20	37
他府県					
合計		961	547	418	1,926
※みなし判定分		2,997			4,923

## 4 内容別相談件数の推移

※令和6年5月31日集計分

〈相談〉

(平成27～令和5年度) (件)

内容別 /年度別	取扱 実人員	相談内容						計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他(手帳含む)	
H27	来所	4,956	4,335	592			29	4,956
	巡回	420		370			50	420
	計	5,376	4,335	962			79	5,376
H28	来所	5,077	4,440	597			40	5,077
	巡回	409		347			62	409
	計	5,486	4,440	944			102	5,486
H29	来所	5,097	4,453	591			53	5,097
	巡回	355		304			51	355
	計	5,452	4,453	895			104	5,452
H30	来所	5,124	4,494	595			35	5,124
	巡回	422		368			54	422
	計	5,546	4,494	963			89	5,546
R1	来所	5,336	4,774	541			51	5,366
	巡回	332		289			43	332
	計	5,668	4,774	830			94	5,698
R2	来所	4,216	3,613	557			46	4,216
	巡回	303		267			36	303
	計	4,519	3,613	824			82	4,519
R3	来所	5,466	4,989	470			7	5,466
	巡回	181		167			14	181
	計	5,647	4,989	637			21	5,647
R4	来所	5,442	5,059	383				5,442
	巡回	137		137				137
	計	5,579	5,059	520				5,579
R5	来所	5,304	4,934	367			3	5,304
	巡回	190		178			12	190
	計	5,494	4,934	545			15	5,494

(参考)※ 更生医療の「みなし判定分」を含む。

## IV 知的障害者更生相談所の概要

### 1 業務内容

知的障害者の福祉について相談に応じ、医学的・心理学的判定とこれに関わる必要な指導を行う。

- (1) 市町村の扱うケースについて医学的・心理学的判定を求められた場合、また知的障害者またはその家族からの相談に応じ、判定が必要と思われる場合は、医学的・心理学的判定を行う。
- (2) 関係機関と協力して巡回相談を行い、医学的・心理学的判定と必要な指導を行う。
- (3) 市町村・知的障害者援護施設等と連携を図り、情報交換を行う。

#### 1. 来所相談 和歌山県障害児者サポートセンターで判定や相談を行う。

予約制（受付時間 9:00 ～ 17:45）

#### 2. 巡回相談 対象者の利便を図るため、振興局等で判定や相談を行う。

##### 【令和5年度実施場所】

地域	日程	場所
伊都	4月24日・6月12日・10月23日 1月29日	橋本保健所
那賀	5月11日・7月13日・9月7日 11月9日・1月11日	岩出保健所
有田	4月13日・9月21日・12月14日	有田振興局
日高	6月1日・10月12日・2月1日	御坊保健所
西牟婁	5月18日・7月20日・9月14日 11月16日・1月18日・3月21日	田辺市民総合センター
東牟婁	6月29日・3月14日	新宮保健所
串本	9月28日	新宮保健所串本支所
和歌山市	8月28日・12月11日 4月27日・8月7日・3月4日	和歌山市北コミュニティセンター 和歌山市河北コミュニティセンター

## 2 内容別相談件数の推移

内容別 年度別	相談実人数 (人)		相談内容 (件)									
	来所	内 在宅	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
H25	来所	370	0	1	0	54	0	94	0	198	33	380
	巡回	277	1	0	0	4	0	5	0	276	1	286
	計	647	1	1	0	58	0	99	0	474	34	666
H26	来所	406	0	0	0	48	11	130	0	205	81	475
	巡回	272	2	0	0	3	4	15	0	272	16	310
	計	678	2	0	0	51	15	145	0	477	97	785
H27	来所	361	0	1	0	39	2	147	0	179	126	494
	巡回	228	5	0	0	3	4	93	0	228	21	349
	計	589	5	1	0	42	6	240	0	407	147	843
H28	来所	350	0	0	0	8	2	180	0	204	73	467
	巡回	253	2	0	0	0	0	162	0	242	0	404
	計	603	2	0	0	8	2	342	0	446	73	871
H29	来所	494	0	0	0	57	0	349	0	224	60	690
	巡回	446	1	0	0	0	0	418	0	446	2	866
	計	940	1	0	0	57	0	767	0	670	62	1,556
H30	来所	433	0	0	0	52	0	329	0	192	47	620
	巡回	262	0	0	0	0	0	256	0	262	0	518
	計	695	0	0	0	52	0	585	0	454	47	1,138
R1	来所	474	0	0	0	38	0	254	1	168	107	568
	巡回	182	0	0	0	0	0	137	0	182	6	325
	計	656	0	0	0	38	0	391	1	350	113	893
R2	来所	493	0	0	0	46	0	233	0	142	145	566
	巡回	88	0	0	0	0	0	72	0	88	16	176
	計	581	0	0	0	46	0	305	0	230	161	742
R3	来所	720	0	0	0	43	0	354	0	310	190	897
	巡回	260	0	0	0	0	0	259	0	260	26	545
	計	980	0	0	0	43	0	613	0	570	216	1,442
R4	来所	493	0	0	0	38	1	212	0	259	184	694
	巡回	66	0	0	0	0	1	67	0	121	0	189
	計	559	0	0	0	38	2	279	0	380	184	883
R5	来所	202	0	0	0	31	0	217	0	124	36	408
	巡回	118	0	0	0	1	0	118	0	118	0	237
	計	320	0	0	0	32	0	335	0	242	36	645

### 3 内容別判定件数の推移

内容別 年度別	判定内容（件）					判定書等交付件数（件）				
	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他	計	施設 入所	療育 手帳	その他	計	
H25	来所	58	369	0	0	427	0	179	189	368
	巡回	31	275	0	0	306	0	271	4	275
	計	89	644	0	0	733	0	450	193	643
H26	来所	63	406	0	0	469	0	190	215	405
	巡回	37	272	0	0	309	0	266	5	271
	計	100	678	0	0	778	0	456	220	676
H27	来所	62	231	0	0	293	9	170	193	372
	巡回	27	374	0	0	401	5	222	1	228
	計	89	605	0	0	694	14	392	194	600
H28	来所	49	326	0	0	375	0	201	123	324
	巡回	38	242	1	0	281	1	240	0	241
	計	87	568	1	0	656	1	441	123	565
H29	来所	52	494	0	0	546	0	224	270	494
	巡回	35	446	0	0	481	0	446	0	446
	計	87	940	0	0	1027	0	670	270	940
H30	来所	42	433	0	0	475	0	192	241	433
	巡回	27	262	0	0	289	0	262	0	262
	計	69	695	0	0	764	0	454	241	695
R1	来所	20	474	0	0	494	0	168	363	531
	巡回	18	182	0	0	200	1	182	0	183
	計	38	656	0	0	694	1	350	363	714
R2	来所	21	493	0	0	514	0	142	420	562
	巡回	28	88	0	0	116	0	88	0	88
	計	49	581	0	0	630	0	230	420	650
R3	来所	22	720	0	0	742	0	169	551	720
	巡回	33	260	0	0	293	0	260	0	260
	計	55	980	0	0	1,035	0	429	551	980
R4	来所	32	616	0	0	648	0	88	493	581
	巡回	18	119	0	0	137	0	72	0	72
	計	50	735	0	0	785	0	160	493	653
R5	来所	29	304	0	0	333	0	103	202	305
	巡回	28	116	0	0	144	0	118	0	118
	計	57	420	0	0	477	0	221	202	423

#### 4 巡回相談実施状況（令和5年度実績）

種別	回数 (回)	相談者数 (人)
定期	32	110
臨時	0	0
特別	0	0
在宅	0	0
病院	0	0
施設	5	8
計	37	118

## 5 療育手帳判定実施状況（令和5年度実績）

### (1) 障害程度状況

（件）

年度	A1	A2	B1	B2	非該当	計
交付	2	1	10	59	17	89
更新	11	23	81	180	3	298
計	13	24	91	239	20	387

### (2) 生活別状況

（件）

年度	在宅無職	通所	入所	有職	学生	入院	その他	計
交付	38	14	4	23	7	1	2	89
更新	33	137	23	85	19	1	0	298
相談	0	0	0	0	0	0	0	0
計	71	151	27	108	26	2	2	387

### (3) 年代別状況

（件）

年度	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
交付	10	27	19	16	13	4	89
更新	59	225	6	1	2	5	298
相談	0	0	0	0	0	0	0
計	69	252	25	17	15	9	387

## 6 療育手帳新規交付者の状況推移

### (1) 障害程度状況

年度	A1	A2	B1	B2	非該当	計
R1	2	0	14	52	7	75
R2	1	0	16	62	5	85
R3	1	1	15	57	9	83
R4	1	2	15	48	14	80
R5	2	1	10	59	17	89

### (2) 生活別状況

(件)

年度	在宅無職	通所	入所	有職	学生	入院	その他	計
R1	43	6	3	11	7	1	4	75
R2	45	8	7	15	9	0	1	85
R3	39	14	1	20	9	0	0	83
R4	46	9	2	17	6	0	0	80
R5	38	14	4	23	7	1	2	89

### (3) 年齢別状況

(件)

年度	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
R1	8	16	17	17	13	4	75
R2	14	22	12	9	22	6	85
R3	10	25	10	17	16	5	83
R4	11	21	11	21	11	5	80
R5	10	27	19	16	13	4	89

## V 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

### 1 相談支援

#### ① 相談業務

来所・電話相談（相談時間 平日 9:00 ～ 17:00）

高次脳機能障害者に関する支援及び、ケース会議等に参加し支援方法を検討する。

### 2 支援ネットワーク構築

#### ① 検討委員会

令和6年3月22日（金）

関係機関とのフォーマルなネットワークの構築及び、連携の促進のほか事業への助言

### 3 人材育成・普及啓発

#### ① 研修会（県内全域を対象とした高次脳機能障害研修会）

医療・福祉・介護・行政の関係者、就労支援関係者、家族等のほか一般県民を対象に高次脳機能障害の基礎知識とその対応、また具体的な支援などについて研修を行う。

日時：令和6年2月10日（土）13:30～16:30

開催形式：対面集会及びMicrosoft Teamsによるオンライン配信

参加者：97名（内 オンライン：20名 対面集会：77名）

会場：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール

内容：第1部 「高次脳機能障害とは」

第2部 「突然、妻が倒れたら～家族はどう高次脳機能障害に伴走すべきか～」

講師：第1部 和歌山県立医科大学リハビリテーション医学講座 幸田 剣 氏

第2部 元フジテレビキャスター・解説委員 松本 方哉 氏

#### ② 高次脳機能障害支援・指導者養成研修会

高次脳機能障害の支援の指導者を養成するために、障害福祉サービスに係る事業所の職員を対象に、国立障害者リハビリテーションセンターが作成したテキスト及びカリキュラムに基づいた研修（人材育成）を行う。

日時：基礎研修 令和5年9月5日（火）9:30～16:45

実践研修 令和5年11月30日（木）13:00～16:45

令和5年12月1日（金）9:30～16:30

開催形式：Microsoft Teamsによるオンライン開催

参加者：基礎研修：30名 実践研修：20名

内容：高次脳機能障害とは、診断・評価、病院におけるリハビリテーション、障害特性の理解 診断・評価体験、制度利用、失語症とコミュニケーション支援、相談支援、生活訓練、生活と支援の実際他

講師：国立障害者リハビリテーションセンターの作成による動画及び子ども・女性・障害者相談センター職員

#### ③ 紀南地域における高次脳機能障害に関する研修会の実施

紀南地域における高次脳機能障害に対する普及啓発及び支援に関する支援の向上のために研修を行う。

日時：令和5年12月19日（木）13:30～14:10

開催形式：対面集会（田辺保健所主催「令和5年度市町村等職員向け精神保健福祉スキルアップ研修」の場で実施）

参加者：17名

内容：高次脳機能障害とは

講 師：子ども・女性・障害者相談センター職員

**④ 高次脳機能障害の基礎知識・概要についての説明動画の掲載**

高次脳機能障害の普及・啓発のために、基礎知識・概要について解説した動画を作成し、子ども・女性・障害者相談センターのホームページに掲載した。

**⑤ 和歌山高次脳機能障害リハビリテーション講習会(実行委員会主催/損保協会補助金活用)**

医療・福祉・介護・行政の関係者、就労支援関係者、家族等のほか一般県民を対象に高次脳機能障害の基礎知識とその対応、また具体的な支援などについての研修を行う予定にしていたが、実行委員会で協議の結果、今年度の開催は中止となった。

**⑥ 広報活動(街頭啓発)**

日 時：令和5年12月3日(日) 10:00～11:00

オークワ パピリオンシティ田辺店 (200枚)

令和5年12月7日(木) 13:30～14:30

スーパーセンターオークワ セントラルシティ和歌山店(240枚)

内 容：家族会との合同で、店舗出入口付近でリーフレット及びティッシュ等啓発資材を配布

## 4 その他

**① 研修会への参加**

ア 令和5年6月28日(水) 午前 職員4名

令和5年度第1回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会  
国立リハビリテーションセンター \*オンライン開催

イ 令和5年6月28日(水) 午後 職員3名

令和5年度第1回高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議  
国立リハビリテーションセンター \*オンライン開催

ウ 令和5年7月26日(水)～7月28日(金) 職員1名

高次脳機能障害支援・指導者養成研修会  
国立リハビリテーションセンター \*オンライン開催

エ 令和5年11月24日(金) 午後

令和5年度高次脳機能障害支援普及近畿ブロック連絡協議会(職員3名、家族会2名)  
令和5年度高次脳機能障害支援普及近畿ブロックコーディネーター支援会議(職員3名)  
\*オンライン開催

オ 令和6年2月16日(金) 午前 職員2名

令和5年度第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会  
国立リハビリテーションセンター \*オンライン開催

カ 令和6年2月16日(金) 午後 職員3名

令和5年度第2回支援コーディネーター全国会議・シンポジウム  
国立リハビリテーションセンター \*オンライン開催

**【年間事業日程表】**

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>Ⅱ 支援ネットワーク構築</b>												
検討委員会												3/22
全国連絡会議			6/28								2/16	
支援コーディネーター全国会議			6/28								2/16	
近畿支援コーディネーター会議									11/24			
<b>Ⅲ 人材育成・普及啓発</b>												
リハビリテーション 講習会										中止		
全体研修会											2/10	
指導者養成研修会 (基礎)						9/5						
指導者養成研修会 (実践)								11/30	12/1			
啓発活動									12/3 12/7			

## 令和5年度（4月～3月） 相談者の状況

■相談件数は延べ837件(令和5年4月1日～令和6年3月31日)。

支援・コーディネイト対象者は75件（新規登録者は16件）。

### ◆障害別

	件数	(新規)
<b>高次脳機能障害</b>	<b>55</b>	<b>8</b>
精神障害	4	0
高次脳+精神	14	8
知的障害・発達障害	1	0
認知症	0	0
その他の障害	1	0
合計	75	16



### ■高次脳機能障害相談（75件）の内訳

#### ◆性別

	件数	(新規)
男	50	13
女	25	3
不明	0	0
合計	75	16

#### ◆居住地別

	件数	(新規)
和歌山市	28	7
海南市	5	0
橋本市	3	0
有田市	1	0
御坊市	3	0
田辺市	2	1
新宮市	0	0
紀の川市	7	3
岩出市	8	1
海草郡	1	0
伊都郡	1	0
有田郡	7	0
日高郡	4	1
西牟婁郡	1	0
東牟婁郡	2	2
県外	2	2
不明	0	0
合計	75	17

#### ◆発症原因別

	件数	(新規)
脳外傷	32	6
脳出血	15	0
脳梗塞	15	7
脳腫瘍	5	1
脳炎	1	0
低酸素脳症	1	0
その他	5	2
不明	1	0
合計	75	16

#### ◆年齢別

	件数	(新規)
0～12歳	2	0
13～17歳	4	1
18～39歳	17	3
40～64歳	44	10
65歳以上	8	2
不明	0	0
合計	75	16

#### ◆初回の相談者別

	件数	(新規)
本人	15	2
家族	39	10
知人	1	0
行政機関	3	1
医療機関	8	0
相談機関	3	1
ケアマネジャー	2	1
関係機関	4	1
その他	0	0
合計	75	16

## ◆支援開始時の相談内容

	件数	(新規)
障害福祉サービス利用	11	3
健康・医療	29	10
障害・症状の理解	0	0
情緒の安定	1	0
家計・経済	4	0
就労・復職	22	3
教育・保育	1	0
人間関係・家族関係	0	0
確定診断	0	0
自動車運転	0	0
年金・手帳取得	4	0
余暇活動	0	0
介護サービス利用	3	0
情報提供	0	0
その他	0	0
合計	75	16

## ◆支援終了理由

	件数	(新規)
就労・復職	10	1
就学・復学	1	0
施設入所	4	0
入院 等	1	0
障害福祉サービス	8	1
介護サービス	8	3
各種手続きの終了	8	1
情報提供	7	0
転居 等	0	0
その他	0	0
継続支援	28	10
合計	75	16

※昨年度からの継続支援は今年度開始時の内容

■月別相談延件数 年度別

延べ件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	71	58	58	69	89	85	82	65	68	87	68	90	890
令和5年度	89	94	77	79	51	50	62	68	61	82	71	53	837

■相談方法

	件数
電話	528
来所	15
訪問	272
メール	2
郵送・他	3
ケース会議	17
合計	837

■相談内容

	件数
障害福祉サービス利用	114
健康・医療	537
権利擁護	10
情緒の安定	3
家計・経済	42
就労・復職	101
教育・保育	6
人間関係・家族関係	0
生活技能	9
情報提供	15
その他	0
合計	837

◆相談者

	件数
本人	398
家族	231
行政機関	12
医療機関	31
相談機関	93
障害事業所	45
介護事業所	13
教育機関	2
職業センター	2
職場	5
その他	5
合計	837

■月別相談実件数 年度別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	27	30	24	28	33	31	31	31	27	29	27	35	353
令和5年度	37	34	39	36	31	31	35	29	26	35	33	22	388

◆令和4年度 月別実績

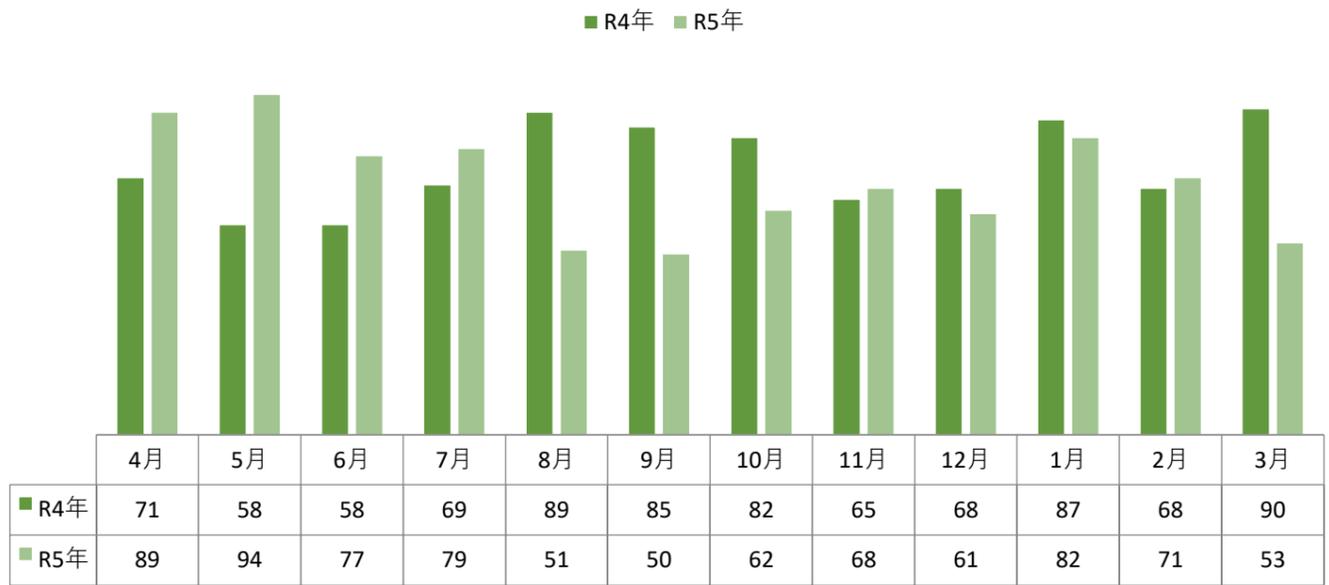
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	27	30	24	28	33	31	31	31	27	29	27	35	353
延べ件数	71	58	58	69	89	85	82	65	68	87	68	90	890

◆令和5年度 月別実績

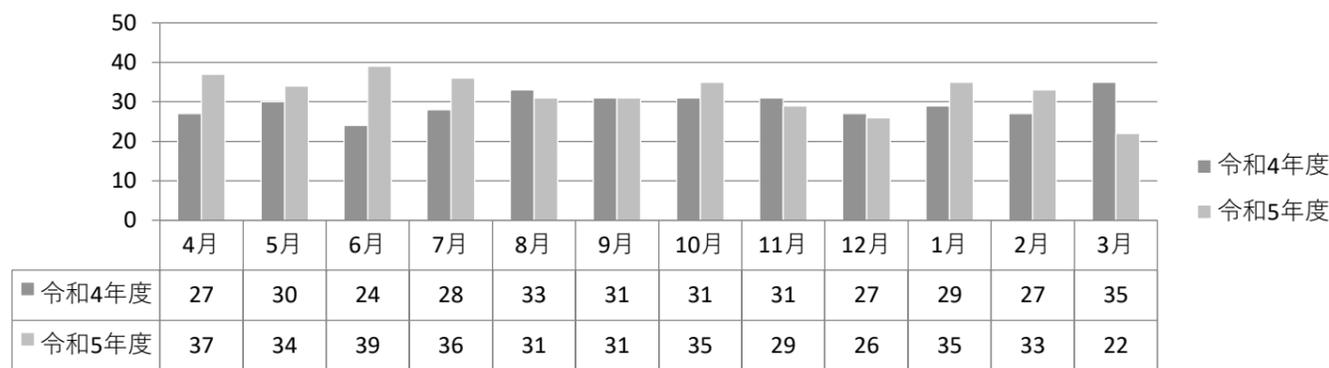
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	37	34	39	36	31	31	35	29	26	35	33	22	388
延べ件数	89	94	77	79	51	50	62	68	61	82	71	53	837

令和5年度高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 相談実績

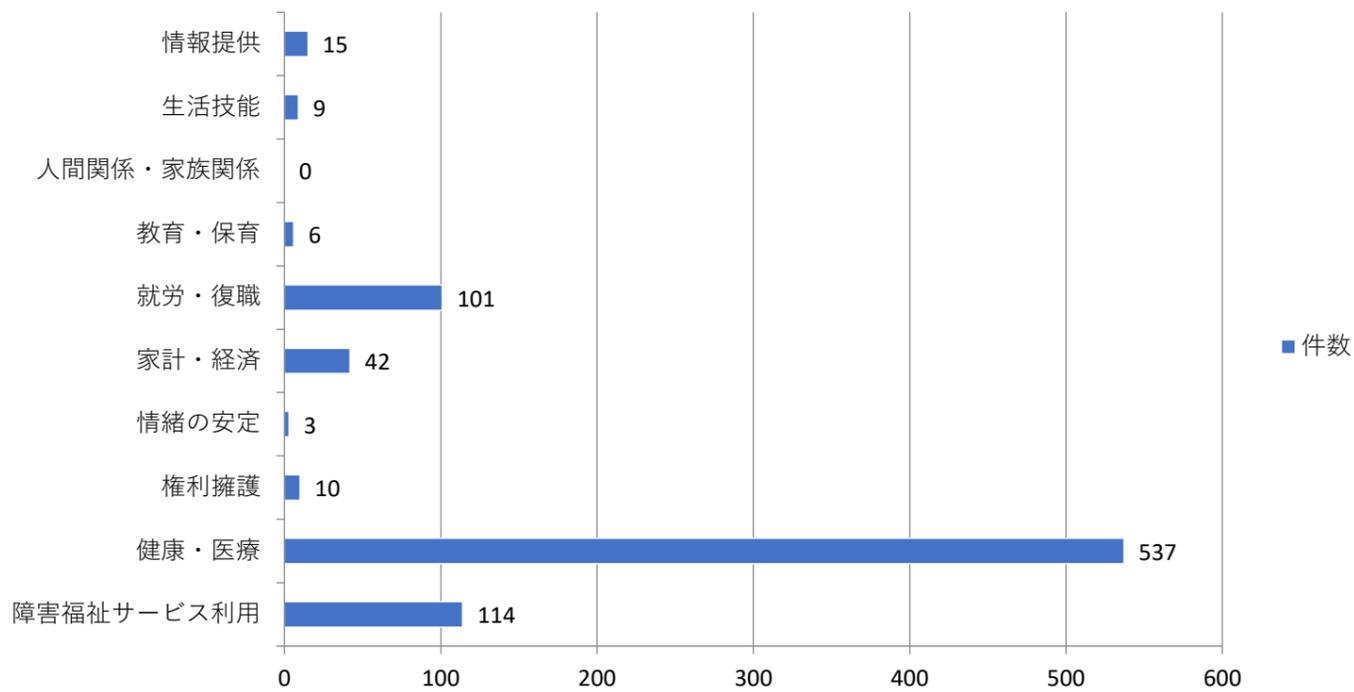
月別相談延件数 年度別



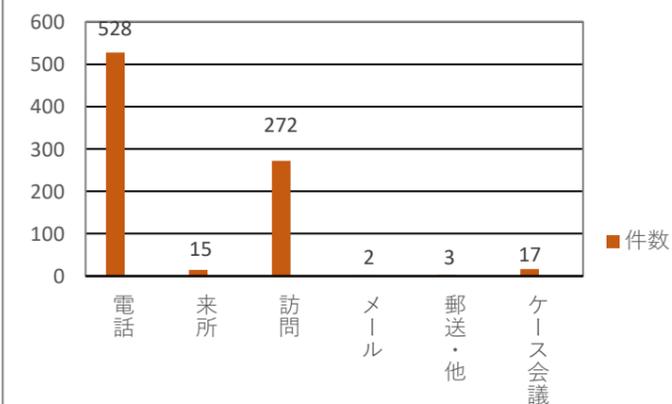
月別相談実件数 年度別



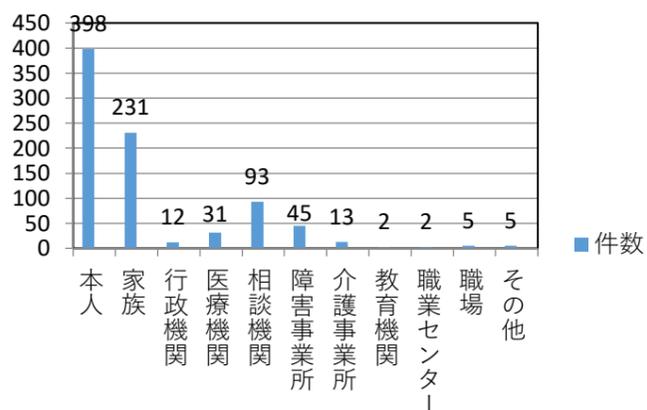
相談内容



相談方法



相談者



## VI 身体障害者福祉センターの概要

### 1 施設の貸し出し

障害者（児）及び児童の健康増進、スポーツの振興、教養の向上を図るため、体育館とこれに付随する会議室等を、スポーツ、レクリエーションまたは研修の場として提供している。

なお、温水プールについては、令和4年度及び令和5年度に建て替え工事を行い、令和6年3月21日から貸出しを開始した。当該工期においては、秋葉山公園県民水泳場の代替利用を行った。

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
体育館	450	523	414	345	504	485	758	575	395	380	555	640	6,024
体育館会議室	40	40	22	28	12	55	69	38	33	34	33	36	440
アーチェリー場	100	110	80	40	50	130	140	100	80	90	100	110	1,130
秋葉山公園 県民水泳場	-	-	-	20	205	115	-	-	-	-	-	-	340
温水プール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	74
多目的ホール	-	-	-	-	-	60	30	-	50	-	-	-	140
第2会議室	-	15	-	-	-	30	-	10	50	-	-	20	125
計	590	688	516	433	771	875	997	723	608	504	688	880	8,273

※ 新型コロナウイルス対策のため、令和4年度は多目的ホール、会議室（センター棟本館）の貸し出しを中止していたが、令和5年度より再開した。

## 2 身体障害者手帳・療育手帳の交付事務

### ①身体障害者手帳

令和6年3月31日現在  
(件)

○障害別	和歌山市	その他	合計	割合
視覚障害	1,090	2,103	3,193	6.1%
聴覚・平衡機能障害	1,706	3,710	5,416	10.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	194	446	640	1.2%
肢体不自由	8,200	18,823	27,023	52.0%
内部障害	5,187	10,464	15,651	30.1%
号計	16,377	35,546	51,923	100.0%

○年齢別	和歌山市	その他	合計	割合
18歳未満	212	286	498	1.0%
18歳～64歳	3,962	6,279	10,241	19.7%
65歳以上	12,203	28,981	41,184	79.3%
号計	16,377	35,546	51,923	100.0%

○等級別	和歌山市	その他	合計	割合
1級	4,717	8,844	13,561	26.1%
2級	2,346	4,855	7,201	13.9%
3級	2,715	5,932	8,647	16.7%
4級	4,004	9,816	13,820	26.6%
5級	1,294	3,122	4,416	8.5%
6級	1,301	2,977	4,278	8.2%
号計	16,377	35,546	51,923	100.0%

### ②療育手帳

令和6年3月31日現在  
(件)

○障害別	和歌山市	その他	合計	割合
A1	500	983	1,483	13.6%
A2	645	1,111	1,756	16.1%
B1	889	1,721	2,610	23.9%
B2	1,781	3,289	5,070	46.4%
号計	3,815	7,104	10,919	100.0%

○年齢別	和歌山市	その他	合計	割合
18歳未満	1,025	1,669	2,694	24.7%
18歳～64歳	2,559	4,820	7,379	67.6%
65歳以上	231	615	846	7.7%
号計	3,815	7,104	10,919	100.0%

### 3 「声の県民の友」と「声のわかやま県議会だより」の発行

県民の方々へ、県行政の現状や事業の進捗状況、各種試験やイベントなどをお知らせするため県が毎月発行している広報紙「県民の友」を、朗読ボランティアサークル「和歌山グループ声」の協力を得て、「声の県民の友」としてCDに録音。視覚に障害のある方や福祉事務所・図書館など約75カ所に毎月郵送している。

また同様に、広報紙「わかやま県議会だより」を音声化した「声のわかやま県議会だより」も、年4回送付している。

## Ⅶ 和歌山県障害者スポーツ協会の概要

和歌山県障害者スポーツ協会は、和歌山県身体障害者スポーツ協会と和歌山県ゆうあいスポーツ協会が統合し、平成17年4月1日に設立されました。

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、これらの活動を通じ、障害のある人の社会参加を促進し、福祉の向上に寄与することを目的としています。

事務局を和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内に設置し、各種のスポーツ・レクリエーション大会、スポーツ教室の開催、スポーツ指導員の養成、障害者スポーツに関する普及啓発活動等を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に向けた選手の強化に取り組んでいます。

## 令和5年度事業報告

### 1 和歌山県障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が各種スポーツ競技を通じスポーツの楽しさを体験し、社会参加の推進を図ることを目的として、和歌山県障害者スポーツ大会を開催しました。

また、この大会を、特別全国障害者スポーツ大会燃ゆる感動かごしま大会（フライングディスク競技については「第23回全国障害者スポーツ大会 SAGA2024」）出場選手の選考会と位置づけ、出場者の競技能力の向上を図るための環境整備とともに、競技に対する意欲や関心が深まるよう大会の盛り上げや周知に努めました。

競技名	開催日及び会場	申込者数
ボウリング	令和5年5月14日（日） 和歌山グランドボウル	91名
陸上競技	令和5年5月21日（日） 紀三井寺公園陸上競技場	203名
アーチェリー	令和5年5月28日（日） 子ども・女性・障害者相談センター	3名
ボッチャ	令和5年5月28日（日） 子ども・女性・障害者相談センター	13名
卓球	令和5年6月4日（日） 子ども・女性・障害者相談センター	47名
水泳	令和5年6月4日（日） 秋葉山公園県民水泳場	65名
フライングディスク	令和5年10月1日（日） 紀三井寺公園陸上競技場	231名

### 2 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣

特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会は令和5年10月28日～30日の3日間、白波スタジアム（鴨池陸上競技場）はじめ鹿児島県内各地で開催されました。

本県から個人競技26名、団体競技2競技24名が派遣となりました。

全国大会派遣に向けた主な取組について、以下のとおり報告します。

### (1) 団体競技近畿地区予選会

5月下旬～6月初旬に、近畿各地で団体競技近畿地区予選会が開催されました。

選手数の不足により、車いすバスケットボール競技、バレーボール競技(聴覚障害男子・女子)、グランドソフトボール及び精神バレーボールは出場を果たせませんでした。

出場した各チームは、それぞれ日頃の練習の成果を発揮し健闘しました。

試合の結果、知的障害者バレーボール(男子・女子)及びフットソフトボール競技が予選会を勝ち抜き、かごしま大会の出場権を獲得しました。

#### 《各競技の結果》

競技名	開催日及び会場	結果
サッカー	6月4日(日) J-GREEN 堺	0 - 4 大阪府
バレーボール(知的)	6月4日(日) 兵庫県立障害者スポーツ 交流館	男子 2 - 0 兵庫県 2 - 0 滋賀県 女子 2 - 0 兵庫県 2 - 0 滋賀県
ソフトボール	6月11日(日) 奈良県第二浄化センター スポーツ広場運動場	8位 雨天中止のため後日抽選会にて決定
バスケットボール(知的)	6月11日(土) 堺市大浜体育館	男子 42 - 59 大阪府 女子 16 - 73 堺市
フットソフトボール	6月18日(日) 北神戸田園スポーツ公園	53 - 0 滋賀県 20 - 0 神戸市

### (2) 代表選手の選考決定

#### ①個人競技

6月15日(水)に選考会を開催し、各競技団体や福祉団体等から選出された選考委員により6競技26名の選手が選出されました。

また、選手が所属する施設や学校をはじめとする関係機関・団体等に協力を依頼し、38名の方に指導及びサポートを行うコーチや役員として選手団に参加いただき、選手のサポートに従事していただきました。

#### ②団体競技

監督の推薦によりバレーボール競技13名、フットソフトボール競技11名の選手を決定しました。

### (3) 強化練習(令和5年6月中旬～10月上旬)

代表選手の決定後、競技毎に強化練習を行いました。

回を重ねる毎に練習に熱が入り、コーチや役員との絆も深まり、かごしま大会が近づくにつれて結束が強まってきました。

#### (4) かごしま大会参加

##### ①選手団召集・出発（令和5年10月26日）

役員・選手各自が体調管理シートを提出し、健康状態を確認後、JR和歌山駅のワカチカ広場に全選手が集合し、鉄道で鹿児島県へ向かいました。現地では和歌山県選手団をサポートしてくれる実施本部員さんに迎えていただきました。

##### ②公式練習（同27日）

27日は午前中、各競技場での公式練習に参加しました。また、夕刻、それぞれの宿舎において激励会を行いました。

##### ③開会式（同28日）

開会式は、28日、白波スタジアムで開催されました。

##### ④競技（同28日～30日）

競技は3日間開催されました。和歌山県選手団は個人競技で金メダル8個、銀メダル10個、銅メダル9個の合計27個のメダルを獲得しました。

バレーボール競技はチーム一丸となって試合に挑み、男子が見事二連覇を、女子は3位入賞を果たしました。

##### ⑤閉会式（同30日）

閉会式は、すべての競技が終了した30日夕刻、白波スタジアムで開催されました。式典後はT&Kのコンサートで盛り上がり、他県の選手との交流が深められ、良い思い出になりました。

##### ⑥帰県

選手たちはそれぞれの思いを胸に、鹿児島県をあとにし、鉄道で帰県しました。

#### (5) 大会後の取組

##### ①団体競技の活動の継続化

翌年度以降も全国大会を目指せるようにチームが自立した活動をするための支援を行っています。グランドソフトボール・バレーボール（聴覚障害・男女）を除くチームが令和6年度の近畿地区予選会及び全国大会出場を目指して強化練習等を行っています。

##### ②個人競技の継続的な強化

個人競技においても継続的な強化を図るため、練習会を行いました。

#### (6) 団体競技和歌山県予選会の開催

第23回全国障害者スポーツ大会 SAGA2024 団体競技近畿ブロック予選会に出場する県代表チームを選考する県予選会を開催しました。

サッカー競技及びフットソフトボール競技はエントリーがあったチームが1チームずつであったため、ブルーダイヤモンド和歌山FC及びさくらフットソフトボールチームを代表に選考しました。

ソフトボール競技については、みくまのドルフィンズときのかわブルーウェーブの2チームからエントリーがあり、試合の結果、13-9 できのかわブルーウェーブが県代表の座を勝ち取りました。

《各大会の開催日程及び会場》

競技名	開催日及び会場
サッカー	令和6年2月25日(日) 紀三井寺公園陸上競技場
ソフトボール	令和6年3月10日(日) 紀の川市粉河運動場
フットソフトボール	令和6年3月10日(日) 紀の川市粉河運動場

＜ソフトボール県予選会参加チーム＞

きのかわブルーウェーブ、みくまのドルフィンズ

### 3 各種スポーツ大会の開催

障害者スポーツのより一層の振興と、障害のある人が競技を楽しむ機会の増加及び交流を深めることを目的として開催しました。

大会名	開催日及び会場	参加者数
第17回和歌山県障害者 グラウンド・ゴルフ大会	令和5年10月15日(日) 紀の川市民公園(打田若もの広場) 多目的広場	51名
第18回和歌山県障害者ふれあい インドアアーチェリー大会	令和5年11月12日(日) 県子ども・女性・障害者相談センター	33名
第42回黒潮オープン 和歌山県障害者卓球選手権大会	令和5年12月3日(日) 県立体育館	128名
第7回車椅子バスケットボール 琴の浦杯	令和5年10月8日(日) 県立体育館	4チーム
第8回全国知的障害者親睦 バレーボール わかやま大会	令和5年12月16日(土)・17日(日) 県立体育館	7チーム

### 4 スポーツ・レクリエーション大会の開催

重度障害のある方も参加できるスポーツ・レクリエーション大会として開催されました。

大会名	開催日及び会場	参加者数
フレンドシップ2023	令和5年9月10日(日) 紀の川市民体育館	16チーム

第 20 回和歌山県ゆうあい スポーツフェスタ	令和 5 年 11 月 26 日（日） 和歌山ビックホエール・和歌山グランドボウル	337 名
----------------------------	--	-------

## 5 障害者スポーツの普及啓発

### (1) 広報活動

障害者スポーツの振興と発展を図り、障害のある人を含めた多くの県民の方々に障害者スポーツの理解と認識を深めていただくため、広報誌（WSSK）を発行して県内関係団体・施設・支援学校等に配布するとともに、ホームページで情報発信を行いました。

各事業の開催にあたっては、報道機関などメディアによる広報や賛助会員の企業内ネットワークを活用した広報やメールによる情報提供に努め、関係団体・施設・支援学校等に開催案内を配布し、広く参加者の募集を行いました。

また、協会組織の充実と強化を進めるため、会員加入依頼を行いました。県内の主な福祉関係団体や施設・作業所を訪問して当協会の取り組み内容を周知するとともに、事業所を訪問し協力を依頼しました。

会員数（令和 6 年 3 月現在）

正会員		賛助会員		クラブ会員
個人	団体	個人	団体	
24 人	57 団体	28 人	39 団体	9 クラブ 125 名

### (2) 障害者スポーツ体験

障害者スポーツに対する理解を深めるため、県内各地域の施設・学校・団体等の要請により、障害者スポーツの紹介や体験指導を実施しました。（事務局員が対応）

派遣依頼団体	派遣日	内 容
上富田町立朝来小学校	令和 5 年 11 月 13 日（月）	ボッチャ体験
有田川町身体障害者福祉連盟	令和 5 年 11 月 21 日（火）	ボッチャ体験
和歌山県障害者父母の会連合会	令和 5 年 11 月 22 日（水）	ボッチャ体験
和歌山県共同作業所連絡会	令和 5 年 11 月 24 日（金）	ボッチャ体験
和歌山市立八幡台小学校	令和 5 年 12 月 20 日（水）	ボッチャ体験
和歌山市文化スポーツ振興財団	令和 5 年 12 月 23 日（土）	ボッチャ体験
和歌山県立たちばな支援学校	令和 6 年 2 月 12 日（月）	ボッチャ体験

## 6 部会活動の推進

各競技部会（9 部会）の活動を支援し、助成を行いました。

部 会：テニス、車椅子バスケットボール、卓球、アーチェリー、野球、カヌー、グラウンド・ゴルフ、バドミントン、ボウリング

部会活動：定期練習の実施、競技大会の開催、県内外競技大会への参加等  
部会長会議の開催

(3回＝令和5年4月12日、同9月20日、令和6年1月17日)

## 7 スポーツ教室（体験会）の開催

障害がある人への競技の普及とスポーツに親しむ機会を増やすことを目的とし、障害者スポーツ教室を開催しました。

コロナ禍によるスポーツ離れが多くなったため、「スポーツへの呼び戻し」を目指し「みんな、おいで！！パラスポしよ。紀の国よみがえりプロジェクト」として開催しました。

まずは各地域で「紀の国スマイルパラスポMeet」として複数競技の教室を開催し、教室ではパラアスリートや社会人リーグの選手を指導者として協力を得るなどしながら、22回（11競技）実施し、459名の方が参加されました。

指導者やスポーツ指導員の方々に協力いただき、ルール等の習熟や障害に応じた技能の習得が図れるよう、内容等について検討を重ねながら開催しました。

### 紀の国スマイルパラスポMeet

日程	競技種目	参加人数	場所
令和5年 7月 8日（土）	ポッチャ	17名	那智勝浦町体育文化会館
	スポンジテニス	9名	
令和5年 8月 6日（日）	スポンジテニス	4名	和歌山市民体育館
	卓球バレー	13名	
	卓球	6名	
	ふうせんバレー	16名	
令和5年 8月11日（金祝）	スポンジテニス	5名	橋本体育館メインアリーナ
	卓球	8名	
	ポッチャ	18名	
	バスケットボール	14名	
令和5年 9月 2日（土）	車いすバスケットボール	7名	湯浅スポーツセンター
	スポンジテニス	1名	
	バスケットボール	13名	
	ポッチャ	11名	
令和5年 9月18日（月祝）	卓球バレー	24名	和歌山ビックホエール
	車いすバスケットボール	9名	
	バスケットボール	24名	
	ポッチャ	23名	
	卓球	22名	
	スポンジテニス	10名	

スポーツ教室

日程	競技種目	参加人数	場所
令和5年 6月25日(日)	アーチェリー	5名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年 8月 5日(土)	アーチェリー	5名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年 9月16日(土)	アーチェリー	2名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年 9月23日(土祝)	バスケットボール	19名	紀伊コスモス支援学校
令和5年 9月24日(日)	ソフトボール	19名	紀伊コスモス支援学校
令和5年10月 9日(月祝)	アーチェリー	2名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年11月18日(土)	ボッチャ	5名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年11月19日(日)	バスケットボール	5名	田辺スポーツパークアリーナ
	卓球	10名	
令和5年11月23日(木祝)	フライングディスク	22名	紀三井寺陸上競技場
令和5年12月 3日(日)	バスケットボール	20名	県子ども・女性・障害者相談センター
令和5年12月 9日(日)	テニス	4名	橋本体育館サブアリーナ
	卓球	5名	
令和5年12月17日(日)	卓球	8名	田辺スポーツパークアリーナ
	ボッチャ	7名	
令和6年 1月20日(土)	ボッチャ	12名	上富田町岩田公民館
令和6年 1月21日(日)	卓球	9名	新宮市立丹鶴体育館
	ボッチャ	15名	新宮市佐野体育館
	陸上	9名	新宮市立くろしおスタジアム屋内練習場
令和6年 1月24日(水)	水泳	7名	秋葉山県民水泳場
令和6年 1月31日(水)	水泳	7名	秋葉山県民水泳場
令和6年 2月 3日(土)	卓球	8名	県子ども・女性・障害者相談センター

## 8 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催

障害のある人がスポーツに取り組むにあたって、支援あるいは指導を行うことができる方を養成するため、公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定した資格である「障がい者スポーツ指導員（初級）」の養成講習会を開催しました。

日 程：令和5年8月19日(土)・26日(土)・27日(日)

内 容：講義及び実技・実習(12講義21時間)

会 場：県子ども・女性・障害者相談センター

修了者：15名

## Ⅷ 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の概要

（令和元年6月1日から休止）

### 1 事業の概要

#### (1) 目的

子供と親への精神科医療を提供し、子供を育てる家庭のニーズに応え、不足している地域における子供の精神保健サービスの向上を目指す。

#### (2) 実施体制（令和元年度まで）

- ①診療時間 毎週月曜日 9：00 ～ 17：00  
毎週木曜日 9：00 ～ 12：00  
毎週金曜日 9：00 ～ 17：00
- ②場 所 県子ども・女性・障害者相談センター内
- ③診療科目 精神科（主として4歳以上18歳未満の子どもとその親を対象）
- ④診療内容（ア）子供の情緒・行動上の問題の診療と親ガイダンス  
（イ）不登校児童の診療と親子のカウンセリング  
（ウ）育児不安や産後うつ病等こころの問題を抱える母親の診療  
（エ）被虐待児童の診療と治療的介入
- ⑤申込方法 電話または診療窓口で直接（完全予約制）
- ⑥その他 平成17年6月から実施

### 2 実施状況

令和元年6月1日から休止中であり実施していない。